第96期 定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2021年６月25日（金曜日）
午前10時（開場　午前９時）

お土産の廃止について
株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産は取りやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

開催場所

東京都港区高輪４丁目10番30号
品川プリンスホテル
メインタワー24階「クリスタル24」
※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違えのないようお願い申しあげます。

決議事項

- 第１号議案　**剰余金の処分の件**
- 第２号議案　**前田建設工業株式会社および株式会社前田製作所との共同株式移転計画承認の件**
- 第３号議案　**取締役10名選任の件**

目 次

第96期定時株主総会招集ご通知 …… 01
株主総会参考書類 …… 07
(添付書類)
事業報告 …… 48
連結計算書類 …… 66
計算書類 …… 69
監査報告書 …… 72

前田道路株式会社
証券コード：1883

証券コード　1883
2021年6月3日

株　主　各　位

東京都品川区大崎１丁目11番３号
前田道路株式会社
代表取締役社長　今泉保彦

第96期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

はじめに、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、お亡くなりになられた方々にお悔やみ申しあげます。また、感染拡大防止等にご尽力されている医療従事者をはじめ関係者の皆様には、深く敬意を表し感謝申しあげます。

さて、当社第96期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。当社の事業概要及び株主総会の議案についてご案内いたしますので、ご高覧賜りますようお願い申しあげます。

本総会につきましては、新型コロナウイルスの感染状況を勘案し、慎重に検討いたしました結果、株主の皆様の安全確保及び感染拡大防止のための措置を講じた上で、開催させていただくこととといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては昨年同様、極力、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従い2021年６月24日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時	2021年６月25日（金曜日）午前10時（開場午前９時）
2. 場　　所	東京都港区高輪４丁目10番30号 品川プリンスホテル　メインタワー24階　「クリスタル24」 ※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようお願い申しあげます。 **※本年も、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数に限りがございます。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、宜しくお願い申しあげます。**

3. 目的事項

報告事項

1. 第96期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第96期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　前田建設工業株式会社および株式会社前田製作所との共同株式移転計画承認の件

第３号議案　取締役10名選任の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

（1）議決権行使の方法について

【議決権行使のご案内】をご参照ください。

（2）複数回にわたり行使された場合の取り扱い

書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、インターネット等によって複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(3) 各議案に賛否の表示がない場合

議決権行使書用紙において各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

5. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

6. お問い合わせ先について

(1) 議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

[電話] 0120（652）031　（受付時間９:00～21:00 ）

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

ア．証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行証券代行事務センター

[電話] 0120（782）031　（受付時間９:00～17:00 土日休日を除く）

以　上

株主の皆様へお願い

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表並びに第2号議案における他の株式移転完全子会社（前田建設工業株式会社及び株式会社前田製作所）の最終事業年度に係る計算書類等につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://ssl.maedaroad.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。
3. 添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（https://ssl.maedaroad.co.jp）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
4. 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（https://ssl.maedaroad.co.jp）より、発信情報をご確認くださいますよう併せてお願い申しあげます。
5. 議決権行使書による議決権行使はご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネット等により議決権行使をいただきたくお願い申しあげます。
6. 会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申しあげます。
7. 会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願い申しあげます。
8. 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。
9. 本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略をさせていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申しあげます。

ネットで招集
Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からもご覧いただけます。
https://s.srdb.jp/1883/

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の株主総会参考書類（7頁から47頁）をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2021年6月25日（金曜日）午前10時

会場 東京都港区高輪４丁目10番30号
品川プリンスホテルメインタワー24階「クリスタル24」

末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

代理人によるご出席について

議決権をご行使できる当社の他の株主1名様を代理人にご指定のうえ、代理権を証明する書面を株主総会開会前に当社にご提出ください。

郵送で議決権をご行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限 2021年6月24日（木曜日）午後5時到着分まで

インターネットで議決権をご行使される場合

議決権行使サイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

行使期限 2021年6月24日（木曜日）午後5時入力分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

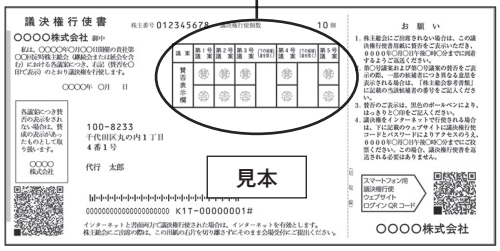

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

【第　号・第　号議案】

賛成の場合 「賛」の欄に○印　否認の場合 「否」の欄に○印

【第　号・第　号議案】

全員賛成の場合 「賛」の欄に○印　全員否認する場合 「否」の欄に○印

一部の候補者を否認する場合 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入いただくか、「否」の欄に○印をし、賛成する候補者の番号をご記入ください。

議決権行使のお取り扱いについて

議決権行使書用紙において各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

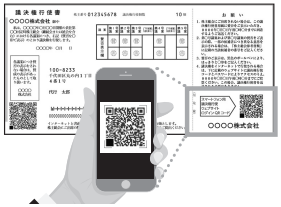

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

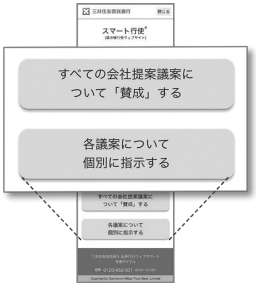

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

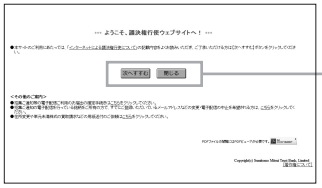

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

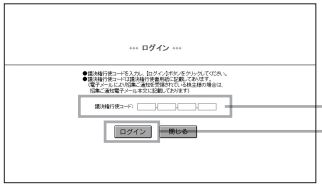

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

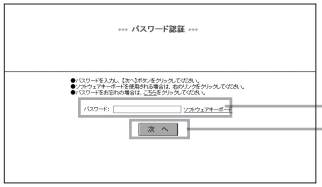

「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120－652－031（フリーダイヤル）
（受付時間　午前9時～午後9時）

※パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
※パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
※議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

期末配当につきましては、安定配当の継続を基本に，業績や今後の事業展開等を勘案し、総合的に判断しております。

以上の方針に基づき、当期の期末配当は、次のとおりといたしたいと存じます。

（1）配当財産の種類

金銭

（2）株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき　70円

総額　5,769,345,750円

（3）剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年6月28日

（ご参考）１株当たり配当金の推移

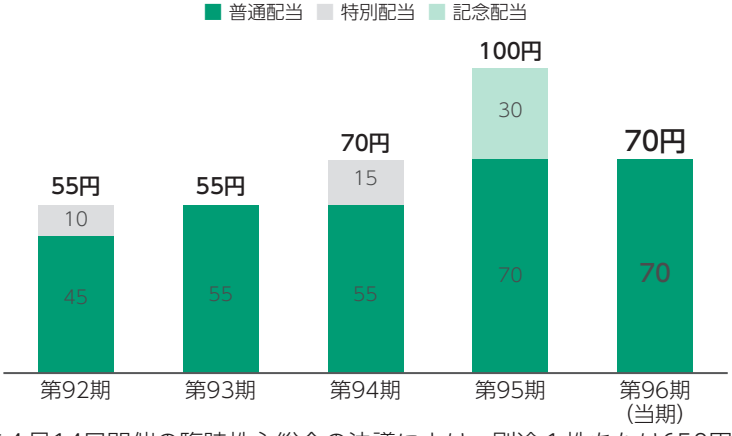

※第95期は2020年４月14日開催の臨時株主総会の決議により、別途１株あたり650円の特別配当を実施しております。

第２号議案　前田建設工業株式会社および株式会社前田製作所との共同株式移転計画承認の件

当社、前田建設工業株式会社（以下「前田建設」といいます。）および株式会社前田製作所（以下「前田製作所」といい、当社、前田建設および前田製作所を総称して「３社」といいます。）は、2021年10月１日をもって、共同株式移転（以下「本件株式移転」といいます。）の方法により３社の完全親会社となるインフロニア・ホールディングス株式会社（以下「本件持株会社」といいます。）を設立し、経営統合を行うこと（以下「本件経営統合」といいます。）に合意し、2021年５月14日開催の３社の取締役会において決議のうえ、同日付で本件株式移転に関する株式移転計画書（以下「本件株式移転計画」といいます。）を３社共同で作成しました。本議案につきましては、本件株式移転を行うために、本件株式移転計画についてご承認をお願いしたいと存じます。

本件株式移転を行う理由、本件株式移転計画の内容の概要その他本議案に関する事項は以下のとおりであります。

１．株式移転を行う理由

（１）本件経営統合の背景

３社は、これまで強固な資本提携のもと、グループ会社として各社それぞれの強みを活かし、建築事業、土木事業、舗装事業、製造・販売事業およびインフラ運営事業等を幅広く展開してまいりました。

今後の我が国における長期的な経営環境を俯瞰すると、人口減少による税収減、高齢化の進展による社会保障費の増大により、国や地方公共団体の財政が今後ますます厳しくなる一方で、社会インフラが一斉に老朽化していくため、新規建設はおろか、既存インフラの維持管理・更新への投資もままならない状況になると予想されます。また、少子高齢化に伴う生産年齢人口減少の影響による担い手不足のさらなる深刻化や、デジタル化への変革が不可避であることも考えると、建設産業においても従来の価値観が変わり、産業構造そのものが変化していくと考えております。

このような環境下において、グループ全体として永続的成長を遂げることを目的に、中長期的に目指す姿を「総合インフラサービス企業」と定め、①３社のこれまでの本業である建設請負事業（設計、施工、製造等）を軸にこの強みを最大限に活かしつつ、事業領域を上流から下流までのすべての領域に拡大するとともに、道路、上下水道、空港、港湾、MICE施設等といった様々なインフラ分野に取り組むことで幅広く、安定的に高収益を上げ続けるビジネスモデルへ転換すること、②生産性改革に向けたデジタル化戦略や技術開発、人材育成等の協働推進による経営基盤強化に取り組むことに合意しました。これを実現するためには、グループ全体が一体化し、経営資源の流動性向上および適正配分、経営の意思決定の迅速化が重要であり、この度、持株会社体制への移行を検討するに至りました。

（２）本件経営統合の目的

上記のように、今後将来的に経営環境が著しく変化していく中で、グループ全体が一体となって永続的成長を遂げるためには、３社がこれまで以上に連携を強め、環境変化に対応できる強固な経営基盤の構築や経営資源の最適配分等、グループ全体としてシナジーを最大化することが不可欠と考えております。本件経営統合による持株会社体制への移行を通じ、グループ戦略を一体となって遂行することは、３社ひいてはグループ全体の企業価値向上に資するものと確信しております。本件経営統合により、以下のようなシナジー効果が発揮できるものと想定しております。

① グループ全体での収益力の向上と新たな収益基盤の確立

前田建設の土木・建築事業、当社の舗装・製造販売事業および前田製作所の建設機械関連事業といった３社が国内外で築き上げてきた建設請負事業において、各社それぞれの得意分野で強みを発揮してきた経営資源（人材、顧客基盤、活動エリアにおけるネットワーク、各種技術・ノウハウ等）を互いに共有し、グループ経営資源として有効活用することにより、各社の建設請負事業の活動範囲の拡大と収益力の向上が期待できると考えております。

また、上記（1）のように、国や地方公共団体の財政が逼迫していく一方でインフラ老朽化への対策が急増するため、新規建設はおろか、既存インフラの維持管理・更新への投資もままならない状況になると予想され、その解決策として公共インフラの包括管理やPPP・コンセッションといった官民連携の新たな市場が急拡大することに疑いの余地はないと考えております。当該市場においては、３社それぞれが培ってきた建設請負事業の技術・ノウハウに、前田建設のコンセッション事業等における技術・ノウハウを掛け合わせることにより、高い競争優位性を発揮することができると考えており、高収益かつ安定的な新たな収益基盤の確立が期待できます。

② グループ全体での技術開発、DX、人材育成の共同推進

上記（1）の経営環境の変化がコロナ禍によりますます加速している現状に鑑みると、その急激な変化のスピードに対応するためには、各社単独の対応ではなくグループ全体が一体となって対応することが不可欠であり、まさに今がそのタイミングだと考えております。今後このような環境下における成長戦略には、スピード感を持った技術開発、今後新たな価値の源泉となる建設請負事業やインフラ運営に関するビッグデータの集積・一元管理とデジタルツールの開発によるグループ経営の効率化・高度化、競争優位の源泉である人材力をはじめとした経営資源の強化が必須の要件であると考えております。それらは、各社単独の取り組みではなく、グループ全体が一体となって進めることに加えて、多種多様なパートナーとの協業・連携が重要であると考えており、各社の技術開発ならびに人材開発拠点を連携することにより、その効果を最大化できるものと考えております。

２．株式移転計画の内容の概要

本件株式移転計画の内容の概要は、次に掲げる「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

株式移転計画書（写）

前田建設工業株式会社（以下「甲」という。）、前田道路株式会社（以下「乙」という。）および株式会社前田製作所（以下「丙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり、共同して株式移転計画（以下「本移転計画」という。）を作成する。

第１条（株式移転）

甲、乙および丙は、本移転計画の定めるところに従い、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の成立の日（第6条に定義する。以下同じ。）において、甲、乙および丙の発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行う。

第２条（新会社の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1．新会社の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数は以下のとおりとする。

（1）目的

新会社の目的は、別紙の「定款」第2条記載のとおりとする。

(2) 商号
新会社の商号は、「インフロニア・ホールディングス株式会社」とし、英文では「INFRONEER Holdings Inc.」と表示する。
(3) 本店の所在地
新会社の本店の所在地は、東京都千代田区とする。
(4) 発行可能株式総数
新会社の発行可能株式総数は、1,200,000,000株とする。
2. 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙の「定款」記載のとおりとする。

第３条（新会社の設立時取締役および設立時会計監査人の名称）
1. 新会社の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。
前田操治
岐部一誠
西川博隆
塩入正章
橋本圭一郎（社外取締役）
米倉誠一郎（社外取締役）
森谷浩一　（社外取締役）
村山利栄　（社外取締役）
髙木敦　　（社外取締役）
2. 新会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。
EY新日本有限責任監査法人

第４条（本株式移転に際して交付する株式およびその割当て）
1. 新会社が、本株式移転に際して、甲、乙および丙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲、乙および丙の株主に対して交付する、甲、乙および丙の普通株式に代わる新会社の普通株式の数は、次の各号に定める数の合計数とする。
(1) 甲が基準時において発行している普通株式の数に1を乗じた数
(2) 乙が基準時において発行している普通株式の数に2.28を乗じた数
(3) 丙が基準時において発行している普通株式の数に0.58を乗じた数
2. 新会社は、前項の規定により交付される新会社の普通株式を、基準時における甲、乙および丙の株主に対して、それぞれ次の各号に定める割合をもって割り当てる。
(1) 甲の株主に対しては、その所有する甲の普通株式1株につき、新会社の普通株式1株の割合
(2) 乙の株主に対しては、その所有する乙の普通株式1株につき、新会社の普通株式2.28株の割合
(3) 丙の株主に対しては、その所有する丙の普通株式1株につき、新会社の普通株式0.58株の割合
3. 前二項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に基づき処理する。

第５条（新会社の資本金および準備金の額に関する事項）
新会社の成立の日における新会社の資本金および準備金の額は、次のとおりとする。
(1) 資本金の額
20,000,000,000円

（2）資本準備金の額
5,000,000,000円
（3）利益準備金の額
0円

第６条（新会社の成立の日）
新会社の設立の登記をすべき日（以下「新会社の成立の日」という。）は、2021年10月1日とする。ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲、乙および丙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第７条（株式移転計画承認株主総会）
1. 甲は、2021年6月23日に開催される定時株主総会において、本移転計画の承認および本株式移転に必要な事項に関する決議を求める。
2. 乙は、2021年6月25日に開催される定時株主総会において、本移転計画の承認および本株式移転に必要な事項に関する決議を求める。
3. 丙は、2021年6月22日に開催される定時株主総会において、本移転計画の承認および本株式移転に必要な事項に関する決議を求める。
4. 前三項の定めにかかわらず、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲、乙および丙協議の上、合意により前三項に定める本移転計画の承認および本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるための株主総会の開催日を変更することができる。

第８条（剰余金の配当）
1. 甲は、2021年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、1株当たり38円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、2021年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、1株当たり70円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
3. 丙は、2021年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、1株当たり10円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
4. 甲、乙および丙は、前三項に定める場合を除き、本移転計画の作成後、新会社の成立の日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。ただし、甲、乙および丙協議の上、合意した場合についてはこの限りでない。

第９条（株式上場、株主名簿管理人）
1. 新会社は、新会社の成立の日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所市場第一部への上場を予定するものとし、甲、乙および丙協議の上、可能な限り相互に協力して当該上場に必要な手続きを行う。
2. 新会社の設立時における株主名簿管理人はみずほ信託銀行株式会社とする。

第10条（自己株式の消却）
甲、乙および丙は、新会社の成立の日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれが基準時において保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。）を、基準時をもって消却する。

第11条（会社財産の管理等）

甲、乙および丙は、本移転計画の作成後、新会社の成立の日までの間、それぞれ、自らおよびその子会社をして、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行ならびに財産の管理および運営を行い、かつ、行わせるものとする。甲、乙および丙は、本移転計画の作成後、新会社の成立の日までの間、それぞれ、自らおよびその子会社の財産または権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本移転計画に特段の定めがある場合を除き、あらかじめ甲、乙および丙協議の上、他の全当事者の同意を得てこれを行い、またはこれを行わせる。

第12条（本移転計画の効力）

本移転計画は、(ⅰ)第7条に定める甲、乙もしくは丙の株主総会のいずれかにおいて本移転計画の承認もしくは本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、(ⅱ)新会社の成立の日までに本株式移転につき必要な法令に定める関係当局等の承認等が得られなかった場合、または(ⅲ)次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失う。

第13条（株式移転条件の変更および本株式移転の中止）

本移転計画の作成後、新会社の成立の日までの間、以下のいずれかの事由に該当する場合は、甲、乙および丙は、協議の上、合意により、本株式移転の条件その他本移転計画の内容を変更しまたは本株式移転を中止することができる。

(1) 甲、乙もしくは丙またはその子会社の事業、財産状態または経営状態に重大な変更または影響を及ぼす事象が発生しまたは判明した場合
(2) 本株式移転の実行に重大な支障となる事態が発生しまたは判明した場合
(3) その他本移転計画の目的の達成が著しく困難となった場合

第14条（協議事項）

本移転計画に定める事項のほか、本移転計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本移転計画の趣旨に従い、甲、乙および丙が別途協議の上、合意により定める。

以上

本移転計画作成の証として、本書3通を作成し、甲、乙および丙が記名押印の上、各自1通を保有する。

2021年5月14日

甲：　東京都千代田区富士見二丁目10番2号
前田建設工業株式会社
代表取締役社長　前田　操治　㊞

乙：　東京都品川区大崎一丁目11番3号
前田道路株式会社
代表取締役社長　今泉　保彦　㊞

丙：　長野県長野市篠ノ井御幣川1095番地
株式会社前田製作所
代表取締役社長　塩入　正章　㊞

別紙

インフロニア・ホールディングス株式会社　定款

第　1　章　　総　　則

（商　号）
第　1　条　当会社は、インフロニア・ホールディングス株式会社と称し、英文ではINFRONEER Holdings Inc.と表示する。

（目　的）
第　2　条　当会社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を管理することを目的とする。

(1) 土木建築工事その他建設工事全般の請負、企画、測量、設計、施工、監理及びコンサルティング並びに土木建築工事の諸材料の製作及び販売
(2) 建設機械、運搬機械、産業機械、農林・水産業機械その他各種機械器具、各種鋼材製品並びにそれらの部品の設計、製造、販売、賃貸、修理、輸出入、設置工事の請負
(3) 不動産の売買、賃貸、仲介、管理及び鑑定
(4) 住宅の設計、監理、施工及び販売
(5) 地域開発、都市開発、海洋開発、資源開発、エネルギー開発、宇宙開発、環境整備、排出権取引に関する事業並びにこれらに関する請負、企画、設計、監理、施工、マネジメント及びコンサルティング
(6) 道路、鉄道、港湾、空港、河川施設、上下水道、庁舎、廃棄物処理施設、駐車場その他の公共施設及びこれらに準ずる施設等の企画、設計、施工、監理、保有、譲渡、維持管理及び運営
(7) ホテル、旅館等の宿泊施設、ゴルフ場、テニス場、競技場等のスポーツ施設、遊戯場、遊園地、動植物園等の娯楽施設、医療施設、教育施設、レストランの保有、経営、コンサルティング及びこれら施設の賃貸、並びにゴルフ会員権及びスポーツクラブの会員権の売買
(8) コンピューターによる情報処理並びにソフトウェアの開発及び販売
(9) 金銭貸付に関する業務
(10) 工業所有権、ノウハウ、著作権等無体財産権のソフトウェアの企画開発、取得、賃貸及び販売
(11) 各種混練装置並びにこれに関連するシステム及びソフトウェアの開発、設計、製作、修理、賃貸及び販売
(12) 鉱物、砂利、砂、土石その他の各種建材の採掘、採取、製造及び販売
(13) 農産物、林産物、畜産物、水産物の生産、加工、販売及び関連施設の開発、運営並びに関連技術の取得、開発、実施許諾及び販売
(14) 環境汚染物質の除去、土壌浄化、河川・湖沼・港湾の水質浄化等の環境保全、廃棄物・建設副産物の収集、運搬、処理、処分、再利用に関する事業並びにこれらに関する調査、企画、設計、監理、施工、マネジメント及びコンサルティング
(15) 発電及び電気、熱等エネルギーの供給に関する事業並びにこれに関連する施設の管理、運営及び賃貸
(16) 営業関係事業への投資
(17) 各種鉄鋼製品、非鉄金属製品の設計、製造、販売、賃貸、修理及び輸出入

(18)各種プラントその他建設工事の設計、施工、管理及び請負
(19)各種建設用その他産業用資材、機器の販売、賃貸及び輸出入
(20)自動車、原動機付自転車、自転車及びその部品、付属品の販売並びにこれに関連する機器、用品の販売、賃貸、修理及び輸出入
(21)スポーツ用品、楽器、衣服及び住宅設備機器、什器の販売及び輸出入
(22)損害保険代理業
(23)介護用品、介護用機器の賃貸、販売及び製造
(24)労働者派遣事業
(25)金属粉末素材等の製造及び販売
(26)有価証券等の金融商品の保有、運用、管理及び売買並びにその他の投資業
(27)前各号に附帯又は関連する一切の事業

2　当会社は前項各号の事業並びに以下の事業及びこれに附帯又は関連する一切の業務を行うことができる。
(1) グループ会社等の経営企画、総務、人事、財務関連業務及びその他必要と認めた業務
(2) グループ会社等を対象にした資金の集中・配分関連業務、貸付業務及び余剰資金の運用業務

（本店の所在地）
第　3　条　当会社は、本店を東京都千代田区に置く。
（機　関）
第　4　条　当会社は、指名委員会等設置会社として、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会
(2) 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会（以下「指名委員会等」という）
(3) 執行役
(4) 会計監査人
（公告方法）
第　5　条　当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第　2　章　　株　　式

（発行可能株式総数）
第　6　条　当会社の発行可能株式総数は、1,200,000,000株とする。
（自己の株式の取得）
第　7　条　当会社は会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。
（単元株式数）
第　8　条　当会社の単元株式数は、100株とする。
（単元未満株式についての権利）
第　9　条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利
(2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
(4) 次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の売渡請求）

第 10 条　当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（株式取扱規則）

第 11 条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

（株主名簿管理人）

第 12 条　当会社は株主名簿管理人を置く。

2　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定め、これを公告する。

3　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第 3 章　株 主 総 会

（招　集）

第 13 条　当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時招集する。

（定時株主総会の基準日）

第 14 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。

（招集権者）

第 15 条　株主総会は、あらかじめ取締役会が定める取締役が招集する。

2　前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。

（議　長）

第 16 条　株主総会は、あらかじめ取締役会が定める取締役又は執行役が議長となる。

2　前項の取締役又は執行役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役又は執行役が株主総会の議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第 17 条　当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（議決権の代理行使）

第 18 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2　前項の株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（決議の方法）

第 19 条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議事録）

第 20 条　株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

第　4　章　　取締役及び取締役会

（員　数）

第 21 条　当会社の取締役は20名以内とする。

（選任方法）

第 22 条　取締役は、株主総会の決議により選任する。

2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任　期）

第 23 条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（取締役会の権限）

第 24 条　取締役会は、当会社の業務を決定し、取締役及び執行役の職務の執行を監督する。

2　取締役会は、その決議によって、法令に別段の定めがある場合を除き、当会社の業務執行の決定を執行役に委任することができる。

（役付取締役）

第 25 条　取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 26 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

2　前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 27 条　取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の３日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会決議の省略）

第 28 条　当会社は会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会決議の方法）

第 29 条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の議事録）

第 30 条　取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役はこれに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。

（取締役会規程）

第 31 条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の責任免除）
第 32 条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
2　当会社は会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第１項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第　5　章　　指名委員会等

（指名委員会等の委員の選定）
第 33 条　指名委員会等の委員は、取締役の中から、取締役会の決議により選定する。
2　指名委員会等の委員長は、委員である取締役の中から、取締役会の決議により選定する。
（指名委員会等規則）
第 34 条　指名委員会等に関する事項は、法令、定款又は取締役会が定めるもののほか、取締役会において定める各委員会規則による。

第　6　章　　執行役

（執行役の員数）
第 35 条　当会社の執行役は、30名以内とする。
（執行役の選任）
第 36 条　執行役は、取締役会の決議により、これを選任する。
2　代表執行役は、取締役会の決議により、執行役の中から選定する。
（執行役の任期）
第 37 条　執行役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。
（代表執行役及び役付執行役）
第 38 条　取締役会は、その決議により、代表執行役を選定する。
2　取締役会は、その決議により、執行役社長１名、執行役副社長、専務執行役、及び常務執行役を各若干名定めることができる。
（執行役の責任免除）
第 39 条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる執行役（執行役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

第　7　章　　会計監査人

（会計監査人の選任）
第 40 条　会計監査人は、株主総会の決議により、これを選任する。
（会計監査人の任期）
第 41 条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第　8　章　　計　　算

（事業年度）
第 42 条　　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。
（剰余金の配当等の決定機関）
第 43 条　　当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもって会社法第459条第１項各号に掲げる事項を定める。
（剰余金の配当の基準日）
第 44 条　　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。
（中間配当）
第 45 条　　当会社は、取締役会の決議によって毎年９月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
（配当金の除斥期間等）
第 46 条　　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。また、未払配当財産には利息をつけないものとする。

附　　則

（最初の事業年度）
第　1　条　　第42条の規定にかからず、当会社の最初の事業年度は、会社設立の日から2022年３月31日までとする。
（附則の削除）
第　2　条　　本附則は、当会社の最初の定時株主総会終結の時をもって、削除されるものとする。

以上

３．会社法第773条第１項第５号および第６号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項
（１）株式移転対価の総数および割当ての相当性に関する事項
３社は、本件株式移転による本件持株会社の設立に際し、３社のそれぞれの株主に対し割当て交付する本件持株会社の普通株式の割当比率（以下「株式移転比率」といいます。）を以下のとおり決定し、これを相当と判断いたしました。

①　本件株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

	前田建設	当社	前田製作所
株式移転比率	1.00	2.28	0.58

（注１）本件株式移転に係る株式の割当ての詳細
前田建設の普通株式１株に対して本件持株会社の普通株式１株を、当社の普通株式１株に対し

て本件持株会社の普通株式2.28株を、前田製作所の普通株式１株に対して本件持株会社の普通株式0.58株をそれぞれ割当て交付する予定です。なお、本件株式移転により、３社の株主に交付しなければならない本件持株会社の普通株式の数に１株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し１株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。ただし、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、３社協議の上、変更することがあります。

（注２）本件持株会社の単元株式数は100株といたします。

（注３）本件持株会社が交付する新株式数（予定）

普通株式：391,584,459株

上記は、前田建設の発行済株式総数194,608,482株（2021年３月31日時点）、当社の発行済株式総数89,159,453株（2021年３月31日時点）および前田製作所の発行済株式総数16,100,000株（2021年３月31日時点）に基づいて算出しております。なお、３社は、それぞれ、本件株式移転の効力発生までに、現時点で保有しまたは今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、３社が2021年３月31日時点でそれぞれ保有する自己株式（前田建設：146,223株、当社：6,740,228株、前田製作所：226,953株）については本件持株会社の株式の割当てがなされることは予定しておりません。ただし、本件株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、本件持株会社が発行する上記新株式数は変動することがあります。

（注４）単元未満株式の取り扱いについて

本件株式移転により、１単元（100株）未満の本件持株会社の株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける３社の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第１項の規定に基づき、本件持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能であります。

また、本件持株会社の定款において、本件持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる旨の規定を設ける予定であるため、会社法第194条第１項および定款の規定に基づき、本件持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能であります。

② 本件株式移転に係る割当ての内容の根拠等

ア 算定の基礎

３社は、本件株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、前田建設は大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、当社はＳＭＢＣ日興証券株式会社（以下「ＳＭＢＣ日興証券」といいます。）を、前田製作所は山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）をそれぞれ第三者算定機関に選定の上、それぞれ株式移転比率の算定を依頼し、株式移転比率算定書を受領いたしました。

大和証券は、３社それぞれについて、市場株価法、ディスカウンテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）により株式移転比率を算定いたしました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、前田建設の普通株式１株に対して本件持株会社の普通株式１株を割り当てる場合に、当社の普通株式１株および前田製作所の普通株式１株それぞれに対して割り当てる本件持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものであります。

	採用手法	当社	前田製作所
①	市場株価法	1.97～2.16	0.51～0.54
②	ＤＣＦ法	1.07～2.58	0.37～1.01

なお、市場株価法については、2021年２月22日を算定基準日として、算定基準日までの１ヶ月間、算定基準日までの３ヶ月間、算定基準日までの６ヶ月間の終値の単純平均値を採用しております。

大和証券は、株式移転比率の算定に際して、各社から提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料および情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証は行っておりません。また、各社とその関係会社の資産または負債（簿外資産および負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、各社から提出された財務予測（利益計画およびその他の情報を含みます。）については、各社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。

ＳＭＢＣ日興証券は、３社それぞれについて、金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、３社と比較的類似する事業を手がける上場会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、３社の将来の事業活動の状況に基づく本源的価値を評価するためDCF法を採用して算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、前田建設の普通株式１株に対して本件持株会社の普通株式１株を割り当てる場合に、当社の普通株式１株および前田製作所の普通株式１株それぞれに対して割り当てる本件持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	当社	前田製作所
①	市場株価法	1.97～2.16	0.51～0.54
②	類似上場会社比較法	1.61～2.95	0.22～0.44
③	ＤＣＦ法	1.36～2.47	0.19～0.63

市場株価法では、当社および前田建設については、2021年２月22日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における算定基準日までの１ヶ月間、３ヶ月間および６ヶ月間の各期間の終値の単純平均値を用いて、前田製作所については、2021年２月22日を算定基準日として、東京証券取引所JASDAQ市場における算定基準日までの１ヶ月間、３ヶ月間および６ヶ月間の各期間の終値の単純平均値を用いて、それぞれ評価を行い、それらの結果を基に株式移転比率のレンジを上記のように算定しております。

ＳＭＢＣ日興証券は、株式移転比率の算定に際して、３社の各社から提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料および情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証は行っておりません。また、各社とその関係会社の資産または負債（簿外資産および負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、各社から提出された財務予測（利益計画およびその他の情

報を含みます。）については各社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。

山田コンサルは、３社それぞれについて、市場株価法およびDCF法により株式移転比率を算定いたしました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、前田建設の普通株式１株に対して本件持株会社の普通株式１株を割り当てる場合に、当社の普通株式１株および前田製作所の普通株式１株それぞれに対して割り当てる本件持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものであります。

	採用手法	当社	前田製作所
①	市場株価法	1.79～2.37	0.46～0.59
②	ＤＣＦ法	1.39～2.30	0.32～0.60

なお、市場株価法については、2021年２月22日を算定基準日として、算定基準日の終値ならびに算定基準日までの１ヶ月間、算定基準日までの３ヶ月間および算定基準日までの６ヶ月間の各期間の終値の単純平均値を採用しております。

山田コンサルは、株式移転比率の算定に際して、各社から提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料および情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証は行っておりません。また、各社とその関係会社の資産または負債（簿外資産および負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、各社から提出された財務予測（利益計画およびその他の情報を含みます。）については各社の経営陣により、当該提出時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。

なお、大和証券は前田建設から、ＳＭＢＣ日興証券は当社から、そして山田コンサルは前田製作所から、３社各社の将来の財務見通しの提供を受け、これをDCF法による分析の基礎としております。大和証券、ＳＭＢＣ日興証券および山田コンサルがDCF法において使用した算定の基礎となる３社各社の将来の利益計画は、本件株式移転の実施を前提としておらず、算定書作成日現在の組織体制を前提として作成されております。また、当社および前田建設の将来の利益計画は大幅な増減益を見込んでおりませんが、前田製作所の将来の利益計画には、対前年度比で大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2022年度３月期において、2021年度３月期における新型コロナウイルス感染拡大の影響による業績悪化の反動により、対前年度比で営業利益において大幅な増益を見込んでおります。

イ　算定の経緯

上記のとおり、前田建設は大和証券に対し、当社はＳＭＢＣ日興証券に対し、前田製作所は山田コンサルに対し、それぞれ本件株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、各社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し、市場株価水準等の要因を総合的に勘案し、３社それぞれが株式移転比率について慎重に検討し、交渉、協議を重ねました。その結果、最終的に上記①に記載の株式移転比率が妥当であるとの判断に至ったため、2021年２月24日に開催された各社の取締役会において、当該株式移転比率により本件株式移転を行うことの基本

合意について決議いたしました。
　また、３社は、上記ア「算定の基礎」に記載の株式移転比率の算定の基礎について、本件経営統合に係る基本合意書の締結後、株式移転比率に影響を及ぼすような重大な変動がないことを確認し、2021年５月14日付の本件経営統合に係る経営統合契約書および本件株式移転計画においても、上記株式移転比率に合意しております。
　なお、前田建設は、下記オ「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である大和証券から受領した株式移転比率算定書における算定結果、リーガル・アドバイザーである瓜生・糸賀法律事務所からの助言、前田建設が当社および前田製作所に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、将来キャッシュフローを基礎とした算定であるDCF法における算定レンジを以て株式移転比率を検討することが妥当であると考え、大和証券のDCF法における算定レンジを参考にしつつ、株式移転比率に関する交渉を行い、上記①に記載の株式移転比率は妥当であると判断いたしました。

ウ　算定機関との関係
　算定機関である大和証券、ＳＭＢＣ日興証券および山田コンサルは、いずれも３社の関連当事者には該当せず、本件株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

エ　本件持株会社の上場申請等に関する取扱い
　３社は、新たに設立する本件持株会社の株式について、東京証券取引所に新規上場を行う予定であります。上場日は、2021年10月１日を予定しております。また、３社は本件株式移転により本件持株会社の完全子会社となりますので、本件持株会社の上場に先立ち、2021年９月29日にそれぞれ東京証券取引所を上場廃止となる予定であります。
　なお、上場廃止の期日につきましては、東京証券取引所の各規則により決定されます。

オ　公正性を担保するための措置
　前田建設は、当社および前田製作所の支配株主であり、また、当社と前田製作所はいずれも前田建設の子会社であるため、本件株式移転は当社および前田製作所にとって支配株主との重要な取引等に該当することから、本件株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

A)　独立した第三者算定機関からの算定書の取得
　本件株式移転の公平性・妥当性を担保するため、上記アに記載のとおり、各社から独立した第三者算定機関として、前田建設は大和証券を、当社はＳＭＢＣ日興証券を、前田製作所は山田コンサルをそれぞれ選定し、本件株式移転に用いる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を受領しております。なお、各社は、いずれも上記第三者算定機関より、株式移転比率がそれぞれ株主にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

B)　独立した法律事務所からの助言
　本件株式移転の公平性・妥当性を担保するため、各社は、各社から独立した法務アドバイザーとして、前田建設は瓜生・糸賀法律事務所を、当社はアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）を、前田製作所は西村あさひ法律事務所をそれぞれ選定し、それぞれ本件株式移転の手続および意思決定の方法・過程等についての助言を受けております。

なお、瓜生・糸賀法律事務所、アンダーソン・毛利・友常法律事務所および西村あさひ法律事務所は、各社の関連当事者には該当せず、本件経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

カ　利益相反を回避するための措置

前田建設は当社の発行済株式総数の51.29％（2021年３月31日現在。間接保有分を含みます。）の株式を、前田製作所の発行済株式総数の47.72％（2021年３月31日現在。間接保有分を含みます。）の株式をそれぞれ保有しております。

前田建設は、当社および前田製作所の支配株主であり、また、当社と前田製作所はいずれも前田建設の子会社であるため、本件株式移転は当社および前田製作所にとって支配株主との重要な取引等に該当することから、本件株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

A)　当社

I.　当社における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

当社は、2021年１月19日、本件経営統合に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、取締役会の意思決定過程における恣意性および利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本件経営統合を行う旨の決定をすることが当社の少数株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、前田建設および前田製作所と利害関係を有さず、当社の社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届けている大堀龍介氏、前田建設および前田製作所と利害関係を有さず、当社の社外監査役であり東京証券取引所に独立役員として届けている橋本圭一郎氏ならびに３社と利害関係を有しない外部の有識者である鈴木良和氏（弁護士、シティユーワ法律事務所）の３名から構成される特別委員会（以下「当社特別委員会」といいます。）を設置しました。当社特別委員会の委員は、設置当初から変更しておりません。また、当社特別委員会は、委員間の互選により、特別委員会の委員長として、橋本圭一郎氏を選定しております。

当社は、当社特別委員会に対して、（ⅰ）本件経営統合の目的が合理的と認められるか（本件経営統合が当社の企業価値の向上に資するかを含みます。）、（ⅱ）本件経営統合の取引条件（本件株式移転における株式移転比率を含みます。）の公正性が確保されているか、（ⅲ）本件経営統合において、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされているか、（ⅳ）上記（ⅰ）から（ⅲ）のほか、本件経営統合は当社の少数株主にとって不利益でないと考えられるか（以下（ⅰ）から（ⅳ）を総称して「当社諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。また、当社の取締役会は、当社特別委員会の設置に当たり、本件経営統合に関する意思決定を行うに際して、当社特別委員会の判断内容を最大限尊重することおよび当社特別委員会が、当社の費用負担の下、本件株式移転の株式移転比率の算定その他当社特別委員会が必要と判断する事項を第三者機関等に委託することができることを決議しております。なお、当社特別委員会の委員の報酬については、本件経営統合の成否または答申内容にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本件経営統合の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。また、当社特別委員会は、当社諮問事項の検討に際し、2021年１月下旬に、３社から独立した独自の第三者算定機関としてトラスティーズ・アドバイザリー株式会社（以下「トラスティーズ」といいます。）を選任しております。なお、本件経営統合に係るトラスティーズに対する報酬は、本件経営統合の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本件経営統合の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

当社特別委員会は、2021年１月19日から2021年２月22日までに、合計８回、合計約12時間

にわたって開催したほか、会合外においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、当社諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、まず第１回の特別委員会において、当社が選任したファイナンシャル・アドバイザーおよび第三者算定機関であるＳＭＢＣ日興証券ならびにリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所につき、いずれも独立性に問題がないことを確認した上で、それぞれを当社の第三者算定機関およびリーガル・アドバイザーとして承認しました。さらに、当社特別委員会は、本件経営統合に係る検討、交渉および判断に関与する当社の取締役につき、前田建設および前田製作所との間での利害関係の観点から問題がないことを確認の上、承認しております。その上で、当社特別委員会は、(a) 前田建設から本件経営統合の提案内容および本件経営統合の目的ならびに本件経営統合によって見込まれるシナジー等についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、(b) 当社から、当社の沿革、当社の事業内容、本件経営統合の提案を受けた経緯、本件経営統合の目的、前田建設の提案内容についての当社の考えおよび本件経営統合が当社の企業価値に与える影響、当社の事業計画の作成経緯およびその内容等についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、(c) 前田製作所に対し、本件経営統合によって見込まれるシナジーおよび同社の事業計画の作成経緯等についての質疑応答を実施したこと、(d) ＳＭＢＣ日興証券およびトラスティーズから株式移転比率の算定の結果および本件経営統合のスキームのそれぞれについての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、(e) アンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本件経営統合の手続面における公正性を担保するための措置ならびに本件経営統合に係る当社の取締役会の意思決定の方法および過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について助言を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、ならびに (f) 提出された本件経営統合に係る関連資料等により、本件経営統合に関する情報収集が行われ、これらの情報も踏まえて当社諮問事項について慎重に協議および検討して審議を行っております。

なお、当社特別委員会は、３社における本件経営統合に係る協議・交渉の経緯および内容等につき適時に報告を受けた上で、複数回に亘り交渉の方針等について協議を行い、当社に意見する等して、他の２社との間の交渉過程に関与しております。

当社特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、当社諮問事項について慎重に審議および検討を行い、当社の取締役会に対し、2021年２月22日付で、大要以下のとおりの答申書を提出いたしました。

（ｉ）本件経営統合の目的は合理的と認められるか（本件経営統合が当社の企業価値向上に資するかを含む。）

当社および前田建設によれば、今後の事業環境に照らした当社の主な経営課題としては、新たな収益基盤を構築していくとともに、既存事業の安定的な受注の確保も実現していくこと、および人口減少の影響による担い手不足等の問題に対応していくために、業務の生産性の一層の向上を図ることが挙げられるとのことである。そして、本件経営統合により、グループの経営資源を最大限活用できるようになることで、当社においては、①前田建設の経営資源を活用することで、公共インフラの包括管理やPPP・コンセッション分野のほか、海外事業など新たな収益基盤の構築が期待でき、②官庁発注案件の受注拡大のほか、公共インフラの運営業務に付随して発生する建設工事の受注など、既存事業における受注確保も期待でき、③グループ全体での技術開発、DX、人材育成の共同推進により、生産性の向上等が期待でき、④本件持株会社を通じた上場会社としての企業規模の拡大により、今後の資金調達、信用・格付け、人材採用等の面においてもプラスの影響が期待できるとのことであるが、以上の説明内容に特段不合理な点は見当たらない。

当社は、2020年に実施された前田建設による公開買付けに対して反対意見を表明していたが、当社によれば、前田建設の連結子会社となって以降の状況に鑑みると、公開買付けの公表時点における認識とは異なり、前田建設との協業等による事業上のシナジーの可能性は十分見込まれるとの考えに至ったこと、また、答申書作成日現在に至るまで当社の企業価値が毀損される具体的な懸念事項も顕在化していないこと等から、今般、本件経営統合について前向きに検討するに至ったとのことであり、当社の判断は、答申書作成日現在までの前田建設との関係性を踏まえた上での合理的な検討の結果と認めることができる。

３社が上場会社として独立した事業運営を行うべき立場にある答申書作成日現在の資本関係を維持したままでは、それぞれの少数株主との間の利益相反の問題が伴うことにより、経営資源の相互活用に対して一定の限界が生じてしまうことは否定できず、本件経営統合によって組成される本件持株会社を通じて３社の利害関係を一致させることにより、グループとしての経営資源の共有によるシナジー効果を最大化させることが可能になるほか、各社の企業文化や風土を尊重し、各社の事業の枠組みを保持しながらシナジーを追及できる体制を構築していくためには本件株式移転のスキームが最良の選択であると考えたこと、また、本件株式移転においては、当社の少数株主は、本件持株会社の株主として、本件経営統合による企業価値の向上の利益を引き続き享受できる地位に立つことができることも考慮すると、シナジーの実現可能性を高めるために本件経営統合を行う必要があり、その法的スキームとして本件株式移転を選択したことは、いずれも十分な合理性があると考えられる。

当社および前田建設へのヒアリングを通じて検討した結果、コンプライアンス体制の弱体化、今後の取引先への影響、資金調達への影響、人材採用への影響、既存従業員の士気の低下などの潜在的なデメリットにおいて、本件経営統合により見込まれるメリットを上回りまたは大きく毀損する具体的な蓋然性は特段認められない。

以上を総合的に考慮すると、本件経営統合は、当社の企業価値の向上に資するものといえ、その目的は正当であり、かつ合理性があると認められる。

（ⅱ）本件経営統合の条件（本件株式移転における株式移転比率を含む。）の公正性が確保されているか

本件株式移転に係る株式移転比率のうち当社に対応する比率は、当社特別委員会が選任した第三者算定機関であるトラスティーズによる株式移転比率の算定結果のうち、市場株価法および類似公開会社比準法による算定レンジの上限を上回り、かつ、DCF法による算定レンジの範囲内でその中央値を上回るものであることが認められる。この点、トラスティーズから受けた当該算定結果に係る説明を踏まえると、算定手法の選択や各算定手法における算定過程に特段不合理な点は見当たらない。また、当社特別委員会は、各社とのやり取りを通じて各社の事業計画の策定過程を確認したほか、トラスティーズによれば、各社の事業計画の内容に著しく不合理な点は見受けられないとのことであり、DCF法による算定の基礎とされた各社の事業計画についても特段不合理な点は見当たらない。以上より、トラスティーズの算定結果には一定の合理性が認められ、本件株式移転に係る株式移転比率は、当該算定結果に照らして合理的な水準にあると評価できる。

本件株式移転に係る株式移転比率のうち当社に対応する比率は、当社が選任した第三者算定機関であるＳＭＢＣ日興証券による株式移転比率の算定結果のうち、市場株価法による算定レンジの上限を上回り、類似上場会社比較法による算定レンジの中央値に位置し、かつ、DCF法による算定レンジの範囲内でその中央値を上回るものであることが認められ、当該算定結果に照らしても合理的な水準にあると評価できる。なお、トラスティーズとＳＭＢＣ日

興証券の各算定結果には一定の差異が存するが、トラスティーズによれば、類似上場会社の選定の差や、DCF法における割引率の考え方、継続価値算定におけるExitマルチプル法の採否等に起因するものであるが、いずれも実務上は採り得るものであるとのことである。

本件株式移転に係る株式移転比率について、当社の株式に付されたプレミアムは、上場会社間の共同株式移転や株式交換等の他社事例におけるプレミアム水準に照らしても、一定の合理性のある水準にあると評価することができる。

当社特別委員会は、2021年２月22日付で、トラスティーズから、本件株式移転に係る株式移転比率について、当社の少数株主にとって財務的見地から見て妥当であると判断する旨の意見（フェアネス・オピニオン）を取得している。

本件経営統合に係る基本合意書のドラフトによれば、株式移転比率以外の条件として、当社の少数株主にとって不利益な合意内容は特に見受けられない。

下記（ⅲ）のとおり、本件経営統合においては、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされていると認められ、株式移転比率を含む本件経営統合の条件は、かかる公正な手続を経た上で決定されたものであることが認められる。

以上を総合的に考慮すると、株式移転比率を含む本件経営統合の条件には公正性が確保されていると考えられる。

（ⅲ）本件経営統合において、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされているか

当社は、意思決定の過程における恣意性の排除および利益相反の回避の観点から当社特別委員会を設置している。当社特別委員会は、株式移転比率を含む本件経営統合の条件に係る具体的な交渉に入るより以前に設置されており、各委員の独立性を疑うべき事由は認められず、当社が選任したファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関とリーガル・アドバイザーにつき、いずれも独立性に問題がないことを確認し、それぞれを当社のアドバイザー等として承認し、さらに、当社特別委員会独自の第三者算定機関としてトラスティーズを選任した上で、所定の株式移転比率算定書を取得したほか、フェアネス・オピニオンを取得し、本件経営統合の是非や取引条件の妥当性、手続の公正性について検討・判断を行っている。また、当社は、独立したリーガル・アドバイザーから本件経営統合の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けているほか、独立した第三者算定機関から所定の株式移転比率算定書を取得している。

当社は、上記の検討体制のもと、当社特別委員会から受けた交渉方針に係る意見やアドバイザーからの助言等を踏まえ、前田建設との間で実質的な交渉を行っており、交渉過程に関して、当社の少数株主の利益に配慮する観点から特段不合理な点は見当たらない。

当社取締役のうち前田建設の出身者や過去に前田建設の役員を務めていた者は、当社の立場で本件株式移転における株式移転比率に係る協議および交渉に参加していないとのことであり、また、当社取締役会において予定されている本件経営統合に関する議案の採決方法についても不合理な点は認められず、その他、本件経営統合に係る協議、検討および交渉の過程で、本件経営統合に特別な利害関係を有する者が当社側に不当な影響を与えたことを推認させる事実は認められない。なお、当社取締役会は、当社特別委員会の設置に当たり、本件経営統合に関する意思決定を行うに際して、当社特別委員会の判断内容を最大限尊重することを決議しており、当社特別委員会の設置の趣旨に十分配慮した意思決定が行われることが想定されている。

本件経営統合の基本合意書に係るプレスリリースにおいては、当社特別委員会に関する情

報、株式移転比率の算定結果の内容に関する情報、その他本件経営統合の目的等に関する情報について、それぞれ一定の開示が予定されており、少数株主による取引条件の妥当性等についての判断のために相当な情報が開示される予定であることが認められる。

以上を総合的に考慮すると、本件経営統合においては、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる。

（ⅳ）上記（ⅰ）から（ⅲ）のほか、本件経営統合は当社の少数株主にとって不利益でないと考えられるか

上記（ⅰ）から（ⅲ）を総合的に考慮すると、本件経営統合は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられ、その他に、かかる判断に抵触する特段の事情は認められない。

II. 当社特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得およびフェアネス・オピニオンの取得

当社特別委員会は、当社諮問事項の検討に際し、３社から独立した第三者算定機関として、トラスティーズに対し、株式移転比率の算定を依頼するとともに、株式移転比率の妥当性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）の提出を依頼しました。トラスティーズは、３社の関連当事者には該当せず、本件経営統合に関して重要な利害関係を有しておりません。

トラスティーズは、３社それぞれについて、金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、３社と比較的類似する事業を手がける上場会社が複数存在し、類似公開会社比準法による株式価値の類推が可能であることから類似公開会社比準法を、３社の将来の事業活動の状況に基づく本源的価値を評価するためDCF法を採用して算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、前田建設の普通株式１株に対して本件持株会社の普通株式１株を割り当てる場合に、当社の普通株式１株および前田製作所の普通株式１株それぞれに対して割り当てる本件持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	当社	前田製作所
①	市場株価法	1.97～2.17	0.48～0.54
②	類似公開会社比準法	0.61～1.52	0.37～1.10
③	ＤＣＦ法	1.33～2.48	0.48～0.88

市場株価法では、当社および前田建設については、2021年２月22日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における算定基準日までの１ヶ月間、３ヶ月間および６ヶ月間の各期間の終値の単純平均値を用いて、前田製作所については、2021年２月22日を算定基準日として、東京証券取引所JASDAQ市場における算定基準日までの１ヶ月間、３ヶ月間および６ヶ月間の各期間の終値の単純平均値を用いて、それぞれ評価を行い、それらの結果を基に株式移転比率のレンジを上記のように算定しております。

トラスティーズは、株式移転比率の算定に際して、３社の各社から提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料および情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証は行っておりません。また、各社とその関係会社の資産または負債（簿外資産および負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への評

価、鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、各社から提出された財務予測（利益計画およびその他の情報を含みます。）については各社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。

また、当社特別委員会は、2021年２月22日付で、トラスティーズから、本件株式移転における当社に対する株式移転比率である2.28は、当社の少数株主にとって財務的見地から見て妥当である旨の本フェアネス・オピニオンを取得しています。

（注）本フェアネス・オピニオンは、その作成日現在の経済状況および資本市場ならびにその他の状況を前提にその作成日までにトラスティーズが入手している情報に基づいて、その作成日時点における意見を述べたものであり、その後の状況の変化が、本フェアネス・オピニオンの意見に影響を与える場合であっても、トラスティーズは、本フェアネス・オピニオンの内容を修正、変更または補足する義務を負っておりません。
本フェアネス・オピニオンは、本件株式移転実行の是非および本件株式移転に関するその他の行動について意見表明や推奨を行うものではなく、各社の発行する有価証券の保有者、債権者、その他の関係者に対し、いかなる意見を述べるものではありません。
本フェアネス・オピニオンは、本件株式移転に関する当社特別委員会の判断の基礎資料としてトラスティーズより提供されたものであり、その他の目的に利用されることは意図されておりません。

III. 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認および監査役全員の異議がない旨の意見

当社の取締役のうち、福田幸二郎氏、今泉保彦氏および西川博隆氏は前田建設の出身者であることならびに渡邊顯氏は過去に前田建設の社外取締役を務めていたことに鑑み、利益相反の疑義を回避する観点から、2021年２月24日開催の当社の取締役会における３社間において同日付で締結した本件経営統合に関する基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）の締結の議案は、当社の取締役10名のうち、福田幸二郎氏、今泉保彦氏、西川博隆氏および渡邊顯氏を除く６名の取締役において審議し、その全員の賛成により決議を行っております。

なお、当社の取締役のうち、福田幸二郎氏、今泉保彦氏、西川博隆氏および渡邊顯氏は、利益相反の疑義を回避する観点から、当社の立場において本件株式移転における株式移転比率に係る協議および交渉に参加しておりません。

また、当社の上記取締役会においては、当社の監査役の全員が本件経営統合に関する本基本合意書の締結に異議がない旨の意見を述べております。

B) 前田製作所

I. 前田製作所における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

前田製作所は、当社および前田製作所が前田建設の連結子会社であり、本件株式移転が支配株主との重要な取引等に該当するものであり、前田製作所における本件株式移転の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ること等に鑑み、2021年１月27日開催の前田製作所取締役会において、本件株式移転の取引条件の公正性を担保するとともに、本件株式移転に関する意思決定の恣意性を排除し、前田製作所の意思決定過程の公正性、透明性および客観性を確保し、利益相反を回避することを目的として、３社および本件株式移転の成否から独立した高橋聖明氏（前田製作所独立社外取締役、弁護士、高橋法律事務所）、渡邊千尋氏（前田製作所独立社外監査役）および笠原真人氏（公認会計士、笠原公認会計士事務所）の３名によって構成される特別委員会（以下「前田製作所特別委員会」といいます。）を設置することを決議いたしました。なお、前田製作所特別委員会の委員は、設置当初から変更しておらず、また、委員の互選により、前田製作

所特別委員会の委員長として高橋聖明氏を選定しております。）前田製作所特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定額の報酬を支払うものとされております。

そして、前田製作所は、上記取締役会決議に基づき、前田製作所特別委員会に対し、(a)本件株式移転の是非（本件株式移転が前田製作所の企業価値の向上に資するかを含みます。）、(b)本件株式移転の取引条件の妥当性、(c)本件株式移転における手続の公正性、および(d)上記(a)乃至(c)を踏まえ、前田製作所取締役会が本件株式移転の実施を決定することが前田製作所の少数株主にとって不利益なものでないか（以下「前田製作所諮問事項」と総称します。）について諮問し、これらの点についての答申書を前田製作所に提出することを委嘱いたしました。また、併せて、前田製作所取締役会は、本件株式移転の実施を決定するに際しては、前田製作所特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うものとし、前田製作所特別委員会が本件株式移転を実施することが妥当でないと判断した場合には、本件株式移転の実施を決定しないものとすることを決議するとともに、前田製作所特別委員会に対し、答申を行うにあたって必要となる一切の情報の収集を前田製作所取締役会および担当役員に対して求める権限、本件株式移転の取引条件の公正性が確保されるよう、本件株式移転の取引条件の交渉に際して、事前に方針を確認し、適時に報告を受け、必要に応じて意見を述べたり、要請等を行う権限、および、前田製作所特別委員会が必要と認める場合には、前田製作所取締役会が本件株式移転のために選定した者とは異なる財務アドバイザーやリーガル・アドバイザーから助言を受ける権限を付与することを決議しております。

上記の前田製作所取締役会においては、前田製作所の取締役７名のうち、加藤保雄氏は過去に前田建設の従業員であったこと、田原悟氏は前田建設の従業員を兼務していることを踏まえ、利益相反を回避する観点から、これらの２氏および一身上の都合により欠席した高橋聖明氏を除く、４名の取締役において審議の上、全員一致により上記の決議を行っております。なお、高橋聖明氏は一身上の都合により上記の前田製作所取締役会を欠席し審議および決議に参加しておりませんが、同氏より、上記の前田製作所取締役会に先立ち、前田製作所特別委員会を設置する旨について、賛同する旨を確認しております。なお、前田製作所の監査役４名のうち田嶋良二氏および飯塚茂氏については、過去に前田建設の従業員であったことを踏まえ、利益相反を回避する観点から、上記審議には参加しておりません。

前田製作所特別委員会は、2021年１月28日から2021年２月22日まで合計６回（合計約9.5時間にわたって）開催されたほか、各会日間においても電子メール等を通じて報告・情報共有・審議および意思決定を行う等して、前田製作所諮問事項について、慎重に検討および協議を行いました。

具体的には、まず、第１回の前田製作所特別委員会において、前田製作所から、本件株式移転の検討に至るまでの経緯等を含む、本件株式移転の概要について説明を受け、質疑応答を行いました。そして、前田製作所の第三者算定機関である山田コンサル、財務アドバイザーであるみずほ証券および法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所について、それぞれ、独立性および専門性に問題がないことを確認の上、前田製作所特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認しております。

その上で、前田製作所特別委員会は、前田建設から、本件株式移転の提案に至った経緯・目的、本件株式移転によるシナジー効果、本件持株会社の組織体制やガバナンス体制の考え方等について、説明を受け、質疑応答を行いました。また、前田製作所から、本件株式移転の提案を受けるまでの経緯、前田製作所の事業、技術、財務、人材等についての強み・弱み、本件株式移転によるシナジー効果についての見解、前田製作所の事業計画の作成経緯およびその内容等について、説明を受け、質疑応答を行いました。更に、当社に対して、本件株式移転の提案を受けるま

での経緯、当社の事業、技術、財務、人材等についての強み・弱み、本件株式移転によるシナジー効果についての見解等について、質問を行い、書面により回答を受けました。山田コンサルからは、山田コンサルが実施した株式移転比率の算定に係る算定方法、前提条件、各算定方法による算定の内容等について、説明を受け、質疑応答を行いました。

前田製作所特別委員会は、前田製作所が前田建設から株式移転比率の提案を受領する都度、前田製作所と当社および前田建設との間における本件株式移転に係る協議・交渉の経緯および内容等についての報告を随時受け、その対応方針等を協議してまいりました。そして、みずほ証券から受けた近時の株式移転事例その他の統合事例におけるプレミアムに関する分析を含む財務的見地からの助言も踏まえて、その内容を審議・検討した上で、意見を述べるなどして、前田製作所特別委員会は、当社および前田建設との交渉過程に実質的に関与しております。

また、前田製作所特別委員会は、複数回、３社が公表予定のプレスリリースのドラフトについて説明を受け、西村あさひ法律事務所の助言を受けつつ、前田製作所の株主に対して本件株式移転に関する充実した情報開示がなされる予定であることを確認しております。

前田製作所特別委員会は、このような経緯の下で、前田製作所諮問事項について慎重に協議および検討した結果、2021年２月22日に、前田製作所の取締役会に対し、大要以下の答申書を提出いたしました。

（ⅰ）本件株式移転の是非（本件株式移転が前田製作所の企業価値の向上に資するかを含む。）

前田製作所および前田建設がおかれた事業環境を踏まえると、前田製作所の主力事業である建設機械関連事業や産業・鉄構機械関連事業は、いずれも建設関連事業であり、我が国の今後の建設関連投資の縮小が予想される以上、前田建設が提案する「総合インフラサービス企業グループ」のメンバーとして、公共インフラの包括管理やPPP・コンセッション分野において協業することは合理的であり、本件取引の実行が前田製作所にとって新たな収益基盤の獲得につながる可能性があるものと考えられる。また、前田製作所は前田建設の連結子会社であるが、親子上場会社ということもあって相互に経営の独立性を維持しており、前田製作所の事業が前田建設との取引に依存しないようにする傾向があるが、持株会社化による経営統合によって取引範囲の拡大や取引額の拡大も期待できると考えられる。

また、前田建設が掲げる本件株式移転の実行により想定される具体的効果（(a)総合インフラサービス企業として国内外での地位（ブランド）確立、(b)外部格付け向上によるグループ金融のメリットの追求（資本コストの低減）、(c)異業種を含めたM&A の加速、(d)DX、R&Dの共同取り組み、(e)間接部門のシェアード化による生産性の向上、(f)法的リスクの軽減、(g)ガバナンスの強化（指名委員会等設置会社への移行、親子上場の解消等）、(h)人材の採用・育成の強化等）についても、それぞれ、その実現が期待できるものと考えられる。また、前田製作所の株式のJASDAQ市場における流動性が低いことに鑑みると、前田製作所の株式の非上場化によるデメリットは大きくないと考えられる。

以上より、本件株式移転は、前田製作所の企業価値の向上に資するものと認められるので、是認できる。

（ⅱ）本件株式移転の取引条件の妥当性について

前田製作所特別委員会は、前田製作所の第三者算定機関である山田コンサルより、株式移転比率の算定方法および算定プロセスならびに株式移転比率の算定基礎となる３社の一株当たり価値算定に関する考察過程について説明を受けるとともに、書面による質疑応答を行った。その結果、上記算定方法および算定プロセスならびに考察過程に不合理な点は見当たら

ず、山田コンサル作成の株式移転比率算定書に依拠することが出来ると評価した。そして、本件株式移転における株式移転比率は、前田建設を1.00とした場合、前田製作所を0.58とするものであるところ、山田コンサル作成の株式移転比率算定書の算定結果のレンジ内に含まれていることが認められる。また、本件株式移転における株式移転比率は、前田製作所の株式に関して、(a)近時の株式移転事例その他の統合事例におけるプレミアムと比較して遜色のない水準のプレミアムが付されていると評価できること、(b)山田コンサル作成の株式移転比率算定書における市場株価法およびDCF法の何れの手法を採用した場合であっても、株式移転比率の算定結果のレンジの上限に近い水準に位置していることが認められる。

加えて、前田製作所より共有を受け確認した基本合意書のドラフトについて、本件株式移転に係るその他の取引条件について、他の類似事例と比較して、前田製作所の少数株主に不利益となる事情は認められない。

以上より、本件株式移転の取引条件は妥当性が確保されていると考えられる。

（ⅲ）本件株式移転における手続の公正性

前田製作所は、当社および前田製作所が前田建設の連結子会社であり、本件株式移転が支配株主との重要な取引等に該当するものであり、前田製作所における本件株式移転の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ること等に鑑み、前田製作所特別委員会を設置している。そして、前田製作所特別委員会は、(a)前田製作所が前田建設から株式移転比率の初期的な提案を受ける前に速やかに設置されており、取引条件の形成過程の初期段階から前田製作所特別委員会が前田製作所と当社および前田建設との間の交渉に関与する状態が確保されていたこと、(b)その委員がそれぞれ独立性を有することが確認されており、専門性・属性にも十分配慮して選定されたものであること、(c)その設置の判断、権限と職責、委員の選定や報酬の決定の各過程において、前田製作所の独立社外取締役および独立社外監査役が実質的に関与する形で行われる体制が確保されていたこと、(d)前田建設より株式移転比率の初期的な提案を受けてから前田製作所が最終的な提案を応諾するに至るまで、複数回にわたり前田製作所との間で協議を行い前田製作所に意見を述べ、指示や要請をするなどして、当社および前田建設との間の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与してきたこと、(e)前田製作所が選定した外部アドバイザーに関してそれぞれ独立性および専門性に問題がないことを確認の上、必要に応じて専門的助言を受けていること、(f)本件株式移転の当事者に対して直接インタビューまたは書面による質問を実施するとともに、基本合意書のドラフトや公表予定のプレスリリースのドラフト等、非公開情報を含めた重要な情報を入手し、これによって得られた情報を合わせて本件株式移転の検討を行う体制を確保していること、(g)その委員に対して、それぞれ職務の対価として、本件株式移転の成否または答申内容にかかわらず固定額の報酬を支払うものとされていること、(h)前田製作所の取締役会において、本件株式移転の実施を決定するに際しては、前田製作所特別委員会の答申内容を最大限尊重することおよび前田製作所特別委員会が本件株式移転を実施することが妥当でないと判断した場合には、本件株式移転の実施を決定しないものとすることを決議していること、ならびに、(i)前田製作所の取締役のうち答申書作成日現在または過去に前田建設の従業員であった取締役２名が関与しない形で本件株式移転の検討・交渉を行うとともに、当該取締役２名および監査役のうち過去に前田建設の従業員であった２名については本件株式移転に関する取締役会の審議および決議には参加させていないことなどから、独立性を有するとともに有効に機能していることが認められる。

前田製作所は、当社、前田建設および前田製作所から独立したリーガル・アドバイザーと

して西村あさひを選任し、同事務所から、本件株式移転に関する諸手続を含む前田製作所の取締役会の意思決定の方法および過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けている。また、当社、前田建設および前田製作所から独立した第三者算定機関として山田コンサルを選定し、2021年２月22日付で株式移転比率算定書を取得している。加えて、当社、前田建設および前田製作所から独立した財務アドバイザーとしてみずほ証券を選定し、助言を得ている。

本件株式移転においては、いわゆる積極的なマーケット・チェックを実施していないとのことであるが、前田建設が第三者に対して保有する前田製作所株式を売却する意向はないと考えられ、真摯な対抗提案がされることは期待できないため、積極的なマーケット・チェックをする意義に乏しいと認められる。また、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定・公表する予定はないとのことであるが、当該条件を設定することは本件株式移転の成立を不安定なものとし、ひいては本件株式移転に賛同する前田製作所の少数株主の利益に資さない可能性があり、また、前田製作所において他に十分な公正性担保措置が講じられていることから、当該条件が設定されていないことが直ちに本件株式移転の手続の公正性を損なわせるものとはいえない。

前田製作所特別委員会に関する情報、株式移転比率算定書に関する情報およびその他の情報は、一般株主に対してプレスリリースを通じて十分に開示されることが予定されていると認められる。

以上より、本件株式移転の手続の公正性は確保されていると考えられる。

（ⅳ）前田製作所の取締役会が本件株式移転の実施を決定することが前田製作所の少数株主にとって不利益なものでないかについて

以上のとおり、本件株式移転は前田製作所の企業価値の向上に資するものと認められるので、是認できること、本件株式移転の取引条件は妥当性が確保されていると考えられること、および、本件株式移転における手続の公正性は確保されていると考えられること、また、その他の点についても、特別委員会において、本件株式移転による経営統合が前田製作所の少数株主にとって不利益なものであると考える事情等は特に見当たらなかったことからすれば、前田製作所の取締役会が、本件株式移転の実施を決定することは、前田製作所の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

II. 前田製作所における利害関係を有しない取締役全員の承認および利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

前田製作所は、2021年２月24日開催の取締役会において、審議および決議に参加した前田製作所の取締役（加藤保雄氏および田原悟氏を除く取締役５名）の全員一致で、本基本合意書を締結する旨の決議を行いました。なお、上記ⅰにおける前田製作所特別委員会の設置に関する決議と同様、取締役である加藤保雄氏および田原悟氏は、利益相反を回避する観点から、上記取締役会における審議および決議には一切参加しておらず、前田製作所の立場において当社および前田建設との協議および交渉にも一切参加しておりません。

また、上記取締役会には、前田製作所の監査役（田嶋良二氏および飯塚茂氏を除く監査役２名）が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。なお、前田製作所の監査役である田嶋良二氏および飯塚茂氏は、上記Ⅰにおける前田製作所特別委員会の設置に関する決議と同様、利益相反を回避する観点から、上記取締役会における審議および決議には一切参加しておらず、前田製作所の立場において当社および前田建

設との協議および交渉にも一切参加しておりません。

（2）本件持株会社の資本金および準備金等に関する事項

本件持株会社の設立時における資本金および準備金の額は、次のとおり決定し、これを相当と判断いたしました。

① 資 本 金 の 額　20,000,000,000円
② 資本準備金の額　5,000,000,000円
③ 利益準備金の額　0円

これら資本金および準備金の額は、本件持株会社の資本政策等を総合的に考慮・検討し、３社との間で協議のうえ、会社計算規則第52条の規定の範囲内で決定したものであり、相当であると判断しています。

（3）自己株式および３社に割り当てられる本件持株会社の株式の取り扱い

３社は、それぞれ、本件株式移転の効力発生までに、現時点で保有しまたは今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、各社の自己株式につき本件持株会社の株式の割当てがなされることは予定しておりません。ただし、本件株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、本件持株会社が発行する上記（1）①記載の新株式数は変動することがあります。

本件株式移転に際し、前田建設が保有する当社株式（2021年３月31日現在42,271,300株）および前田製作所株式（2021年３月31日現在7,115,000株）ならびに当社が保有する前田建設株式（2021年３月31日現在3,877,599株）および前田製作所株式（2021年３月31日現在345,000株）に対しては、株式移転比率に応じて、本件持株会社の株式が割り当てられる結果、当社および前田建設は完全親会社である本件持株会社の株式を保有することとなりますが、当該本件持株会社の株式については、本件株式移転効力発生日以降、本件持株会社への現物配当も含めて、会社法の規定に従い相当の時期に処分する予定です。

なお、当該処分によって本件持株会社が保有することになる本件持株会社の自己株式については、原則として消却することを予定しております。

４．計算書類等に関する事項

（1）他の株式移転完全子会社（前田建設および前田製作所）についての次に掲げる事項

① 最終事業年度（2020年４月１日から2021年３月31日まで）に係る計算書類等の内容

前田建設および前田製作所の2021年３月期に係る計算書類等の内容は、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社のウェブサイト（https://ssl.maedaroad.co.jp）に掲載しております。

② 他の株式移転完全子会社（前田建設および前田製作所）において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

ア 剰余金の配当

前田建設は、2021年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された前田建設の普通株式を有する株主または登録株式質権者に対して、2021年６月23日開催予定の定時株主総会での決議を前提に、普通株式１株あたり38円の配当を行うことを予定しております。

前田製作所は、2021年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された前田製作所の普通株式を有する株主または登録株式質権者に対して、2021年６月22日開催予定の定時株主総会での決議を前提に、普通株式１株あたり10円の配当を行うことを予定しております。

イ　自己株式の消却

前田建設および前田製作所は、それぞれ、基準時（本件株式移転に際して本件持株会社が３社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時をいいます。以下同じです。）において保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式（本件株式移転に際して行使される会社法第806条第１項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）を、基準時をもって消却することを予定しております。

（2）当社についての次に掲げる事項

①　当該株式移転完全子会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

ア　剰余金の配当

当社は、2021年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式を有する株主または登録株式質権者に対して、2021年６月25日開催予定の定時株主総会での決議を前提に、普通株式１株あたり70円の配当を行うことを予定しております。

イ　自己株式の消却

当社は、基準時において保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式（本件株式移転に際して行使される会社法第806条第１項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）を、基準時をもって消却することを予定しております。

5．株式移転設立完全親会社の取締役となる者についての会社法施行規則第74条に規定する事項

本件持株会社の取締役となる者は、以下のとおりであります。

2021年２月24日付の「前田建設工業株式会社、前田道路株式会社および株式会社前田製作所の共同持株会社設立（共同株式移転）による経営統合に関する基本合意書の締結について」において、本件持株会社の取締役は、８名とし、うち４名を社外取締役とする旨お知らせしておりましたが、その後３社で協議を行い、さらなるコーポレートガバナンスの強化を目的に、本件持株会社の取締役は、９名とし、うち５名を社外取締役とすることとなりました。なお、３社は、持株会社体制への円滑な移行および本経営統合の目的の早期実現に向けた詳細な検討を行うため、３社の代表者３名で構成される暫定統合委員会を設置しておりましたが、本件持株会社の取締役（社外取締役を除きます。）４名、執行役９名および代表執行役等の候補者の選定にあたり、手続の透明性および公正性を担保するため、暫定統合委員会が、３社の独立社外取締役４名および独立社外監査役１名の計５名で構成される指名委員会に対し、当該候補者の選定を委嘱しました。指名委員会は、３社から推薦された者合計22名と面談した上で、選定した候補者を暫定統合委員会に答申しました。当該答申において設立時の取締役（社外取締役を除きます。）として指名を受けた４名からなる正式な統合委員会が発足され、統合委員会が指名委員会からの答申結果を承認することにより、候補者の選定に至っております。

また、社外取締役５名の候補者は、３社から推薦された社外取締役候補者の中から、統合委員会が協議の上で選定いたしました。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに 重要な兼職の状況	(1)所有する前田建設の普通株式数 (2)所有する当社の普通株式数 (3)所有する前田製作所の普通株式数 (4)割り当てられる本件持株会社の普通株式数
前田操治 (まえだ そうじ) (1967年12月6日生)	1997年 4 月 前田建設入社 2000年 4 月 同社関東（現、東京建築）支店副支店長 2002年 6 月 同社取締役、常務執行役員 2004年 6 月 同社専務執行役員 2004年11月 同社建築本部長 2007年 1 月 同社ＴＰＭプロジェクトリーダー 2008年 6 月 同社ＴＰＭ担当、建築事業本部営業推進担当 2009年 4 月 同社飯田橋再開発ＰＪ担当 2010年 1 月 同社エネルギー管掌 2011年 4 月 同社関西支店長 2014年 4 月 同社営業管掌 2016年 4 月 同社代表取締役社長、執行役員社長（現職）	(1) 119,295株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 119,295株
岐部一誠 (きべ かずなり) (1961年4月25日生)	1986年 4 月 前田建設入社 2007年 1 月 同社経営管理本部総合企画部長 2009年 4 月 同社経営管理本部副本部長 2010年 1 月 同社執行役員、土木事業本部副本部長、経営企画担当 2013年 4 月 同社事業戦略室長 2014年 4 月 同社常務執行役員 2016年 4 月 同社事業戦略本部長 2016年 6 月 同社取締役（現職） 2020年 4 月 同社専務執行役員、経営革新本部長（現職） 2020年 6 月 同社ＣＳＲ・環境担当（現職） 2021年 5 月 同社ＣＳＶ戦略担当、技術・情報統括（現職）	(1) 27,037株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 27,037株
西川博隆 (にしかわ ひろたか) (1953年11月12日生)	2008年 6 月 前田建設取締役常務執行役員 2013年 5 月 同社取締役退任 2013年 5 月 当社顧問 2013年 6 月 当社取締役　専務執行役員　営業本部長 2018年 4 月 当社取締役　専務執行役員　内部統制管掌　営業本部長 2019年 4 月 当社取締役　専務執行役員　内部統制管掌　営業本部管掌 2019年 6 月 当社取締役　専務執行役員　内部統制管掌　営業本部長 2021年 4 月 当社取締役　会長（現職）	(1) 35,000株 (2) 6,500株 (3) 0株 (4) 49,820株

氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに 重要な兼職の状況	(1)所有する前田建設の普通株式数 (2)所有する当社の普通株式数 (3)所有する前田製作所の普通株式数 (4)割り当てられる本件持株会社の普通株式数
塩　入　正　章 (しお　いり　まさ　あき) (1958年２月５日生)	1981年４月　前田製作所入社 2008年４月　同社執行役員、産業機械本部機械営業部長 2008年10月　同社産業機械本部製造部長兼環境建機グループ部長 2009年４月　同社産業機械本部副本部長兼製造部長 2009年６月　同社取締役 2010年４月　同社常務執行役員 2010年10月　同社産業機械本部副本部長兼製造部長兼企画管理部長 2011年４月　同社産業機械本部副本部長兼産機事業部長 2012年４月　同社産業機械本部長 2013年４月　同社代表取締役社長、執行役員社長（現職）	(1)　０株 (2)　０株 (3)　60,300株 (4)　34,974株
橋　本　圭一郎 (はし　もと　けいいちろう) (1951年10月20日生)	1974年４月　株式会社三菱銀行（現、株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入社 2001年６月　同行国際業務部長 2003年６月　三菱自動車工業株式会社取締役執行副社長兼最高財務責任者（ＣＦＯ） 2005年６月　セガサミーホールディングス株式会社専務取締役 2010年６月　首都高速道路株式会社取締役会長兼社長 2012年10月　株式会社ビットアイル（現、エクイニクス・ジャパン株式会社）監査役 2014年５月　塩屋土地株式会社取締役副社長・ＣＯＯ 2015年６月　株式会社東日本銀行監査役 2016年４月　株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ監査役（現職） 2019年４月　公益社団法人経済同友会副代表幹事・専務理事（2021年４月退任） 2020年６月　株式会社ファンケル社外取締役（現職） 2020年６月　当社監査役（2021年６月退任し、取締役就任予定） 2021年４月　一般社団法人Ｔアートライフビレッジ代表理事（現職） （重要な兼職の状況） 株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ　監査役 株式会社ファンケル　社外取締役 一般社団法人Ｔアートライフビレッジ　代表理事	(1)　０株 (2)　０株 (3)　０株 (4)　０株

氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに 重要な兼職の状況	(1)所有する前田建設の普通株式数 (2)所有する当社の普通株式数 (3)所有する前田製作所の普通株式数 (4)割り当てられる本件持株会社の普通株式数
米倉 誠一郎（よねくら せいいちろう） (1953年5月7日生)	1990年 6 月 ハーバード大学大学院PhD 1995年 4 月 一橋大学商学部教授 1997年 4 月 一橋大学イノベーション研究センター教授（2017年3月まで） 2003年 5 月 ソニー株式会社グループ戦略研室コ・プレジデント（2004年3月まで） 2008年 4 月 一橋大学イノベーション研究センター長（2012年3月まで） 2012年 3 月 プレトリア大学日本研究センター所長（2014年12月まで） 2017年 4 月 法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授（現職） 2020年 4 月 （社）Creative Response ソーシャル・イノベーション・スクール学長（現職） （重要な兼職の状況） 法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科　教授 （社）Creative Response ソーシャル・イノベーション・スクール　学長	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 0株
森谷 浩一（もりや こういち） (1957年8月13日生)	1981年 4 月 パイオニア株式会社入社 2013年 6 月 同社執行役員パイオニア中国ＨＤ 董事兼総経理 2015年 6 月 同社常務執行役員人事・総務・情報システム担当 2017年 6 月 同社取締役常務執行役員（人事・総務・情報システム・法務リスク管理・環境・ＣＳＲ・広報ＩＲ・監査担当） 2018年 6 月 同社代表取締役兼社長執行役員 2020年 1 月 同社取締役 2020年 6 月 当社取締役（現職） 2020年 6 月 株式会社廣済堂社外取締役（2021年6月退任予定） （重要な兼職の状況） 株式会社廣済堂　社外取締役（2021年6月退任予定） 株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）社外取締役兼海外需要開拓委員会委員（2021年6月就任予定）	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 0株

氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに 重要な兼職の状況	(1)所有する前田建設の普通株式数 (2)所有する当社の普通株式数 (3)所有する前田製作所の普通株式数 (4)割り当てられる本件持株会社の普通株式数
村山利栄 (むらやまりえ) (1960年5月1日生)	1988年11月 CSファーストボストン証券入社 1993年３月 ゴールドマン・サックス証券会社東京支社入社 2001年11月 同社マネージングディレクター 2014年４月 国立研究開発法人国立国際医療研究センター理事 2016年６月 株式会社レノバ社外取締役 2017年４月 株式会社ComTech代表取締役会長 2017年６月 株式会社カチタス社外取締役 2019年６月 株式会社新生銀行社外取締役（現職） 2020年６月 前田建設社外取締役（現職） （重要な兼職の状況） 株式会社新生銀行　社外取締役	(1) ０株 (2) ０株 (3) ０株 (4) ０株
髙木敦 (たかぎあつし) (1967年10月３日生)	1991年４月 株式会社野村総合研究所入社 1997年９月 Morgan Stanley Japan Ltd.入社 2004年12月 同社マネージングディレクター 2015年10月 同社調査統括本部副本部長 2019年11月 株式会社インフラ・リサーチ＆アドバイザーズ代表取締役（現職） 2020年６月 前田建設社外取締役（現職） （重要な兼職の状況） 株式会社インフラ・リサーチ＆アドバイザーズ　代表取締役	(1) ０株 (2) ０株 (3) ０株 (4) ０株

（注）

1．橋本圭一郎氏、米倉誠一郎氏、森谷浩一氏、村山利栄氏および髙木敦氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。上記各氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は、以下のとおりであります。

（１）橋本圭一郎氏は、企業経営者としての豊富な経験や幅広い見識をもとに、当社グループの業務執行の監督や経営全般に助言をいただいておりますが、その幅広い見識から本件持株会社グループの持続的成長、企業価値向上および連携強化に関してさらなる助言をいただくことを期待し、３社は取締役候補者といたしました。

（２）米倉誠一郎氏は、経営学者としてイノベーション研究などを通じて様々な専門的な知識を有しております。本件持株会社グループの企業価値向上のため、主に幅広い知識と高い見識に基づき本件持株会社の業務執行を監督していただくことを期待し、３社は取締役候補者といたしました。

（3）森谷浩一氏は、電機メーカーにおける長年の企業経営における豊富な経験と知見をもとに、当社グループの業務執行の監督や経営全般に助言をいただいております。本件持株会社グループの企業価値向上のため、主に幅広い知識と高い見識に基づき本件持株会社の業務執行を監督していただくことを期待し、３社は取締役候補者といたしました。

（4）村山利栄氏は、投資銀行における豊富な職務経験および他社における社外役員としての経験に基づく幅広い見識を有しており、社外取締役として当該観点から前田建設の取締役会等において助言・提言を行っております。今後は本件持株会社の業務執行の監督と経営全般への助言をいただくことを期待し、３社は社外取締役候補者といたしました。

（5）髙木敦氏は、証券会社におけるアナリストとしての職務経験、金融・財務に関する高い知見およびインフラに関する幅広い見識を有しており、社外取締役として当該観点から前田建設の取締役会等において助言・提言を行っております。今後は本件持株会社の業務執行の監督と経営全般への助言をいただくことを期待し、３社は社外取締役候補者といたしました

2．各取締役候補者と３社との間には特別の利害関係はなく、本件持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。

3．前田操治氏および岐部一誠氏は、本招集通知および株主総会参考書類の作成日現在ならびに過去に、本件持株会社の子会社となる前田建設の業務執行者を務めておりますが、同社における地位および担当は、上記「略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。

4．西川博隆氏は、本招集通知および株主総会参考書類の作成日現在ならびに過去に、本件持株会社の子会社となる当社の業務執行者を務めておりますが、同社における地位および担当は、上記「略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。

5．塩入正章氏は、本招集通知および株主総会参考書類の作成日現在ならびに過去に、本件持株会社の子会社となる前田製作所の業務執行者を務めておりますが、同社における地位および担当は、上記「略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。

6．橋本圭一郎氏、米倉誠一郎氏、森谷浩一氏、村山利栄氏および髙木敦氏が本件持株会社の社外取締役に就任した場合、本件持株会社は各氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結する予定であります。

7．本件持株会社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填する予定です。各取締役候補者が本件持株会社の取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

8．所有する前田建設、当社または前田製作所の株式数は、本招集通知および株主総会参考書類の作成日現在の所有状況（役員持株会を通じて所有する持分株式数を含む。）に基づき記載しており、また、割り当てられる本件持株会社の株式数は、当該所有状況および本件株式移転に係る株式移転比率に基づき作成しております。よって、実際に本件持株会社が設立される日の直前までに、所有する株式数および本件持株会社が交付する新株式数は変動することがあります。

6．当該株式移転設立完全親会社の会計監査人となる者についての会社法施行規則第77条に規定する事項本件持株会社の会計監査人となる者は、以下のとおりであります。

2021年３月31日現在

名称	EY新日本有限責任監査法人
主たる事務所	東京都千代田区有楽町一丁目１番２号 東京ミッドタウン日比谷　日比谷三井タワー
構成人員	社員　職員　合計 公　認　会　計　士　540名　2,461名　3,001名 公認会計士試験合格者等　０名　1,179名　1,179名 そ　の　他　10名　1,459名　1,469名 合　　計　550名　5,099名　5,649名 ※非常勤は除いています
沿革	1985年10月　太田昭和監査法人設立 1986年１月　センチュリー監査法人設立 2000年４月　太田昭和監査法人とセンチュリー監査法人が合併し、監査法人太田昭和センチュリーとなる 2001年７月　新日本監査法人に名称変更 2008年７月　有限責任監査法人となり、新日本有限責任監査法人に名称変更 2018年７月　EY新日本有限責任監査法人に名称変更

（注）３社の各監査役会は、EY新日本有限責任監査法人の長年にわたる会計監査の実績、独立性をはじめ職業的専門家としての適格性、本件持株会社の会計監査が適切に行われることを確保する体制などを総合的に勘案した結果、適任と判断しております。

第３号議案　取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員が任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	
1	西川（にしかわ）　博隆（ひろたか）	取締役会長	再任
2	今泉（いまいずみ）　保彦（やすひこ）	代表取締役社長　執行役員社長	再任
3	武川（たけかわ）　秀也（ひでや）	代表取締役副社長　執行役員副社長　安全担当	再任
4	南雲（なぐも）　政司（まさじ）	取締役　常務執行役員　経営企画担当 ＣＳＲ・環境担当　情報システム担当	再任
5	富安（とみやす）　敏明（としあき）	常務執行役員　管理本部長　社長室長	新任
6	渡邊（わたなべ）　顯（あきら）	取締役	再任　社外
7	森谷（もりや）　浩一（こういち）	取締役	再任　社外　独立
8	大堀（おおほり）　龍介（りゅうすけ）	取締役	再任　社外　独立
9	川口（かわぐち）　充功（みつのり）	取締役	再任　社外　独立
10	橋本（はしもと）　圭一郎（けいいちろう）	監査役	新任　社外　独立

候補者番号 **1**

西川（にしかわ） 博隆（ひろたか）（1953年11月12日生）

再任

取締役在任年数（本総会終結時）
8 年

取締役会への出席状況
14回／14回（100%）

所有する当社の株式数
6,500株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2008年６月　前田建設工業株式会社取締役常務執行役員
2013年５月　同社取締役退任
2013年５月　当社顧問
2013年６月　当社取締役　専務執行役員　営業本部長
2018年４月　当社取締役　専務執行役員　内部統制管掌　営業本部長
2019年４月　当社取締役　専務執行役員　内部統制管掌　営業本部管掌
2019年６月　当社取締役　専務執行役員　内部統制管掌　営業本部長
2021年４月　当社取締役　会長 現在に至る
インフロニア・ホールディングス株式会社　取締役就任予定

【取締役候補者とした理由】
西川博隆氏は、長年にわたり当社の営業活動全般と内部統制部門に携わり、豊富な職務経験と建設業全般の経営に幅広い知見を有していることから、当社グループの持続的成長と企業価値向上及び前田建設工業株式会社グループとの連携強化への貢献が期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 **2**

今泉（いまいずみ） 保彦（やすひこ）（1957年10月18日生）

再任

取締役在任年数（本総会終結時）
1 年

取締役会への出席状況
11回／11回（100%）

所有する当社の株式数
4,200株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1981年４月　前田建設工業株式会社入社
2010年４月　同社執行役員 建築事業本部 企画推進部長
2017年４月　同社専務執行役員 建築事業本部長
2017年６月　同社取締役専務執行役員 建築事業本部長
2020年５月　同社取締役
2020年５月　当社顧問
2020年６月　当社代表取締役社長　執行役員社長　現在に至る

【取締役候補者とした理由】
今泉保彦氏は、前田建設工業株式会社における長年の業務執行における経験と知見を有しており、昨年は社長として強いリーダーシップをもって当社の持続的成長と企業価値向上に向けた土台作りを推し進めてきました。前田建設工業株式会社グループとの連携強化においても核となる人材であり引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 **3**

武川（たけかわ） 秀也（ひでや）（1954年１月17日生）

再任

取締役在任年数（本総会終結時）
10 年

取締役会への出席状況
14回／14回（100%）

所有する当社の株式数
7,300株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1977年４月　当社入社
2008年６月　当社四国支店長
2010年４月　当社関西支店長
2010年６月　当社執行役員　関西支店長
2011年６月　当社取締役　執行役員　関西支店長
2014年６月　当社取締役　常務執行役員　関西支店長
2016年４月　当社取締役　常務執行役員　工事事業本部長　工事事業本部工務部長
2017年４月　当社取締役　常務執行役員　工事事業本部長
2017年６月　当社取締役　専務執行役員　工事事業本部長
2018年４月　当社代表取締役　専務執行役員　安全環境品質管掌　工事事業本部長
2021年４月　当社代表取締役　執行役員副社長　安全担当　現在に至る

【取締役候補者とした理由】
武川秀也氏は、当社の事業活動のうち工事事業を中心とした業務の執行において豊富な経験と高度な見識を有していることから、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上及び前田建設工業株式会社グループとの連携強化への貢献が期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 **4**

南雲（なぐも） 政司（まさじ）（1959年２月６日生）

再任

取締役在任年数（本総会終結時）
6 年

取締役会への出席状況
14回／14回（100%）

所有する当社の株式数
7,000株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年４月　当社入社
2011年７月　当社製品事業本部製品部長
2012年６月　当社執行役員　製品事業本部長
2015年６月　当社取締役　執行役員　製品事業本部長
2016年４月　当社取締役　執行役員　製品事業本部長　技術本部長
2018年４月　当社取締役　執行役員　技術研究所管掌　製品事業本部長
2019年４月　当社取締役　執行役員　技術研究所管掌　技術部門担当　機材部担当
2019年10月　当社取締役　執行役員　技術研究所管掌　技術部門担当　機材部担当　経営企画部長
2020年７月　当社取締役　執行役員　技術研究所管掌　技術部門担当　機材部担当
2021年４月　当社取締役　常務執行役員 経営企画担当 ＣＳＲ・環境担当 情報システム担当 現在に至る

【取締役候補者とした理由】
南雲政司氏は、当社の事業活動に幅広く関わり豊富な職務経験と高度な専門知識を有していることから、当社グループの持続的成長と企業価値向上及び前田建設工業株式会社グループとの連携強化への貢献が期待されることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 **5**

富安（とみやす） 敏明（としあき） （1968年２月８日生）

新任

取締役在任年数（本総会終結時）
－年

取締役会への出席状況
－回／－回（－％）

所有する当社の株式数
1,000株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1993年４月　前田建設工業株式会社入社
2017年７月　同社東京建築支店　管理部長
2019年４月　同社本店　総合監査部長
2020年４月　同社本店　管理部長
2020年７月　当社執行役員　社長室長
2021年４月　当社常務執行役員　管理本部長　社長室長　現在に至る

【取締役候補者とした理由】
富安敏明氏は、前田建設工業株式会社における管理部門での経験と知見により、当社における業務改革の推進役として、また前田建設工業株式会社グループとの連携強化において活躍が期待されるため、取締役候補者といたしました。

候補者番号 **6**

渡邊（わたなべ） 顯（あきら） （1947年２月16日生）

再任　社外

取締役在任年数（本総会終結時）
２年

取締役会への出席状況
14回／14回（％）

所有する当社の株式数
－株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1973年４月　弁護士登録
2006年11月　株式会社ファーストリテイリング社外監査役
2007年６月　前田建設工業株式会社社外取締役
2007年６月　株式会社角川グループホールディングス（現 株式会社ＫＡＤＯＫＡＷＡ）社外監査役　現在に至る
2010年４月　ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス株式会社社外取締役
2013年３月　ダンロップスポーツ株式会社社外取締役
2015年10月　アジアパイルホールディングス株式会社非常勤取締役　現在に至る
2019年６月　当社取締役　現在に至る
2020年７月　株式会社レオパレス21社外取締役　現在に至る

【重要な兼職の状況】
株式会社ＫＡＤＯＫＡＷＡ　社外監査役
アジアパイルホールディングス株式会社　非常勤取締役
株式会社レオパレス21　社外取締役
※当該兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】
渡邊顯氏は、弁護士としての知見と、長年にわたる他社での豊富な社外役員の経験から取締役会でも積極的な発言をされております。今後も主に弁護士及び経営者としての視野から、当社グループの経営及び企業価値向上に関し取締役会をリードしていただけることを期待し、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号 **7**

もりや　こういち
森谷　浩一　(1957年８月13日生)

再任　社外　独立

取締役在任年数（本総会終結時）
1 年

取締役会への出席状況
11回／11回（100%）

所有する当社の株式数
一株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1981年４月　パイオニア株式会社入社
2013年６月　同社執行役員 パイオニア中国ＨＤ 董事兼総経理
2015年６月　同社常務執行役員 人事・総務・情報システム担当
2017年６月　同社取締役常務執行役員（人事・総務・情報システム・法務リスク管理・環境・ＣＳＲ・広報ＩＲ・監査担当）
2018年６月　同社代表取締役兼社長執行役員
2020年１月　同社取締役
2020年６月　当社取締役　現在に至る
2020年６月　株式会社廣済堂社外取締役（2021年６月退任予定）

【重要な兼職の状況】
株式会社廣済堂　社外取締役（2021年６月退任予定）
株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）　社外取締役兼海外需要開拓委員会委員（2021年６月就任予定）
※当該兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
　インフロニア・ホールディングス株式会社　社外取締役就任予定

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】
森谷浩一氏は、電機メーカーにおける長年の企業経営における豊富な経験と知見を有しております。今後も当社グループの企業価値向上のため、主に幅広い知識と高い見識に基づき当社の業務執行を監督していただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号 **8**

おおほり　りゅうすけ
大堀　龍介　(1964年10月31日生)

再任　社外　独立

取締役在任年数（本総会終結時）
1 年

取締役会への出席状況
11回／11回（100%）

所有する当社の株式数
一株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1987年４月　野村證券株式会社入社
1996年５月　ＪＰモルガン資産運用部門（現ＪＰモルガン・アセット・マネジメント）入社
2001年１月　同社投資調査部長
2009年１月　同社ＪＰＭ運用本部本部長兼日本株式チーフ・インベストメント・オフィサー
2015年６月　投資家フォーラム運営委員　現在に至る
2017年10月　一般社団法人機関投資家協働対話フォーラム理事　現在に至る
2020年６月　当社取締役　現在に至る

【重要な兼職の状況】
一般社団法人機関投資家協働対話フォーラム理事
※当該兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】
大堀龍介氏は、大手金融機関におけるアナリスト及び外資系運用会社における運用責任者としての豊富な経験や知見を有しております。今後も当社グループの企業価値の向上のため、投資家としての目線も含みつつ当社の業務執行を監督していただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号 **9**

かわぐち　みつのり
川口 充功

（1949年11月17日生）

再任　社外　独立

取締役在任年数（本総会終結時）
1年

取締役会への出席状況
10回／11回（90.9%）

所有する当社の株式数
一株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1972年４月　近畿電気工事株式会社（現　株式会社きんでん）入社
2004年６月　同社取締役　東京営業本部副本部長
2007年６月　同社取締役常務執行役員　東京営業本部長
2009年６月　同社取締役専務執行役員　東京営業本部長
2010年６月　同社代表取締役専務執行役員　東京本社代表
2011年６月　同社代表取締役副社長　東京本社代表
2018年６月　同社常勤顧問
2020年６月　同社非常勤顧問（2021年６月退任予定）
2020年６月　当社取締役　現在に至る

【重要な兼職の状況】
株式会社きんでん　非常勤顧問（2021年６月退任予定）
※当該兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】
川口充功氏は、総合設備工事会社において長年にわたる企業経営の経験を有しており、その豊富な経験や見識を当社グループの経営に反映していただいております。今後も幅広い知識と高い見識に基づき当社の業務執行を監督映していただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号 **10**

はしもと　けいいちろう
橋本 圭一郎 （1951年10月20日生）

新任　社外　独立

監査役在任年数（本総会終結時）
1年

取締役会への出席状況
11回／11回（100%）
※監査役での出席回数

所有する当社の株式数
一株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1974年４月　株式会社三菱銀行（現　株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入行
2001年６月　同行国際業務部長
2003年６月　三菱自動車工業株式会社　取締役執行副社長兼最高財務責任者（ＣＦＯ）
2005年６月　セガサミーホールディングス株式会社　専務取締役
2010年６月　首都高速道路株式会社　取締役会長兼社長
2012年10月　株式会社ビットアイル（現　エクイニクス・ジャパン株式会社）監査役
2014年５月　塩屋土地株式会社　取締役副社長・ＣＯＯ
2015年６月　株式会社東日本銀行　監査役
2016年４月　株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ監査役　現在に至る
2019年４月　公益社団法人経済同友会　副代表幹事・専務理事（2021年４月退任）
2020年６月　株式会社ファンケル　社外取締役　現在に至る
2020年６月　当社監査役（2021年６月退任予定）
2021年４月　一般社団法人Ｔアートライフビレッジ　代表理事　現在に至る

【重要な兼職の状況】
株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ監査役
株式会社ファンケル　社外取締役
一般社団法人Ｔアートライフビレッジ　代表理事
※各兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
インフロニア・ホールディングス株式会社　社外取締役就任予定

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】
橋本圭一郎氏は、企業経営者としての豊富な経験や幅広い見識をもとに、当社グループの業務執行の監督や経営全般に助言をいただいておりますが、その幅広い見識から当社グループの持続的成長と企業価値向上及び前田建設工業株式会社グループとの連携強化に関してさらなる助言をいただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

（注）１．各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
２．渡邊　顯、森谷浩一、大堀龍介、川口充功、橋本圭一郎の各氏は、社外取締役候補者です。
森谷浩一氏、大堀龍介氏、川口充功氏、橋本圭一郎氏は、東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ており、本総会において各氏が社外取締役に選任された場合には、引き続き独立役員となる予定です。
３．社外取締役との責任限定契約について
当社は、渡邊　顯氏、森谷浩一氏、大堀龍介氏、川口充功氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令が規定する額としておりますが、本総会において各氏が社外取締役に選任された場合には、当該契約を継続する予定です。また、本総会において橋本圭一郎氏が社外取締役に選任された場合には、当社は、同氏との間で同様に、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令が規定する額とします。
４．各取締役候補者の所有株式数につきましては、2021年３月末日現在のものを記載しております。
５．当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を、取締役及び監査役を被保険者として保険会社との間で締結しております。当該保険により、被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる損害賠償金並びに弁護士費用等を填補することとしております。保険料は全額当社が負担しております。故意又は重過失に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により填補されません。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以　上

（添付書類）

事業報告（2020年4月１日から2021年3月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、一部に持ち直しの動きがみられるものの、新型コロナウイルス感染症対策長期化の影響により、先行き不透明な状況が続きました。

道路業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響から民間工事は減少しましたが、官庁工事が堅調に推移しました。

このような情勢のもと当社グループは、工事部門では官庁発注工事と民間小型工事の受注に注力し、製品部門においては環境配慮型の設備投資の継続により販売数量の確保に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の受注高は2,391億６百万円（前年同期比0.1％増）、売上高は2,346億１千２百万円（前年同期比1.3％減）となりました。

経常利益は、210億７千８百万円（前年同期比6.0％増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては167億５千万円（前年同期比11.0％減）となりました。

（単位：百万円）

	当社グループ		当　社	
売上高	234,612	（1.3％減）	215,743	（1.8％減）
経常利益	21,078	（6.0％増）	20,059	（16.9％増）
親会社株主に帰属する当期純利益／当期純利益	16,750	（11.0％減）	16,907	（3.6％減）

（注）（　）内は前年同期比です。

グループの建設事業、製造・販売事業において、当社は受注・売上・製造・販売でその大半を占めており、当期における当社の主要な事業の状況は次のとおりです。

① 工事部門

受注工事高は1,578億２千３百万円（前年同期比0.6％増）、完成工事高は1,526億６千５百万円（前年同期比1.7％減）となりました。

当期の主な受注工事及び完成工事は次のとおりです。

主要受注工事

発注者	工事名	工事場所
防衛省	旭川外（2）消防車庫新設等土木工事	北海道
国土交通省	大熊地区外舗装修繕工事	福島県
東京港埠頭株式会社	令和2年度大井コンテナ埠頭第6・7バースヤード護岸部及びその他補修工事	東京都
中日本高速道路株式会社	北陸自動車道　福井管内舗装補修工事（2020年度）	福井県・石川県
住友重機械工業株式会社	住友建機販売株式会社　福岡支店　解体撤去工事　及び外構工事	福岡県

主要完成工事

発注者	工事名	工事場所
国土交通省	根田茂地区舗装工事	岩手県
国立大学法人東京大学	東京大学（本郷）理学部三角広場改修工事	東京都
愛知道路コンセッション株式会社	舗装修繕(南2020-1号)工事	愛知県
中日本高速道路株式会社	名神高速道路（上り線）　関ヶ原IC～八日市IC間舗装補修工事（2019年度）	岐阜県・滋賀県
国土交通省	令和２年度国道９号大田地区舗装修繕第２工事	島根県

② 製品部門

アスファルト合材及びその他製品売上高は630億７千８百万円（前年同期比2.0％減）となりました。

当期の当社の受注高、売上高及び繰越高は次のとおりです。

（単位：百万円）

区分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
工事部門	舗装工事	44,831	129,960	129,295	45,496
	土木工事	6,086	27,863	23,369	10,580
	計	50,918	157,823	152,665	56,076
製品部門		－	63,078	63,078	－
合計		50,918	220,901	215,743	56,076

また本年２月24日には、グループ全体として永続的成長を遂げることを目的に、当社、前田建設工業株式会社及び株式会社前田製作所の３社は、共同株式移転の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うことについて基本合意書を締結いたしました（本基本合意書についての詳細は、2021年２月24日リリースの「前田建設工業株式会社、前田道路株式会社および株式会社前田製作所の共同持株会社設立（共同株式移転）による経営統合に関する基本合意書の締結について」をご覧ください）。

(2) 財産及び損益の状況

過去３年間と当連結会計年度の営業成績及び財産の状況は次のとおりです。

① 当社グループの財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区　　分	第 93 期 2018年３月期	第 94 期 2019年３月期	第 95 期 2020年３月期	第 96 期 2021年３月期
受　　注　　高	240,444	230,863	238,879	239,106
売　　上　　高	234,369	223,757	237,812	234,612
親会社株主に帰属する当期純利益	9,201	11,482	18,826	16,750
１株当たり当期純利益(円.銭)	106.62	133.00	223.02	203.23
総　　資　　産	286,997	290,007	264,080	222,930
純　　資　　産	201,977	207,749	206,889	163,560

(注)「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　2018年２月16日)等を第94期の期首から適用しており、第93期(2018年３月期)の数値につきましては、遡及適用した数値で表示しております。

受注高 (百万円)

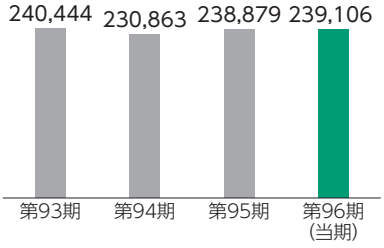

売上高 (百万円)

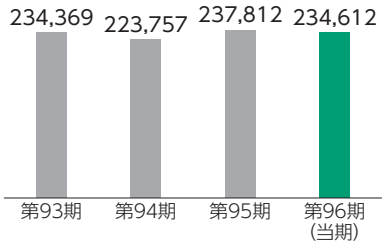

親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)

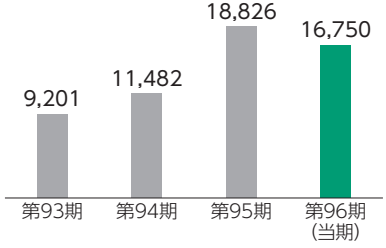

１株当たり当期純利益 (円)

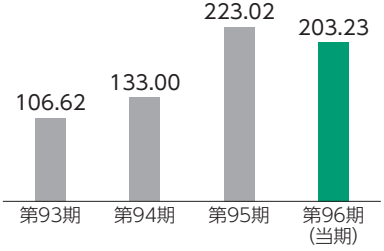

総資産 (百万円)

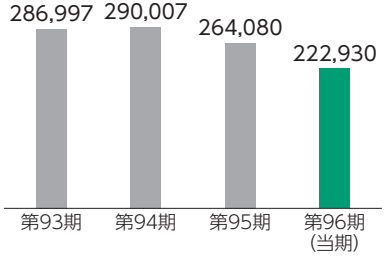

純資産 (百万円)

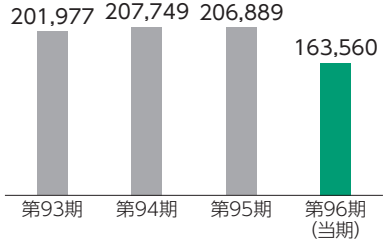

② 当社の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区　　分	第 93 期 2018年３月期	第 94 期 2019年３月期	第 95 期 2020年３月期	第 96 期 2021年３月期
受　　注　　高	229,067	219,202	221,225	220,901
売　　上　　高	222,165	211,347	219,662	215,743
当　期　純　利　益	8,818	11,066	17,532	16,907
１株当たり当期純利益 (円.銭)	102.03	128.05	207.69	205.14
総　　資　　産	280,549	282,006	253,338	211,074
純　　資　　産	198,281	203,259	201,352	157,205

（注）「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）等を第94期の期首から適用しており、第93期（2018年３月期）の数値につきましては、遡及適用した数値で表示しております。

受注高 (百万円)

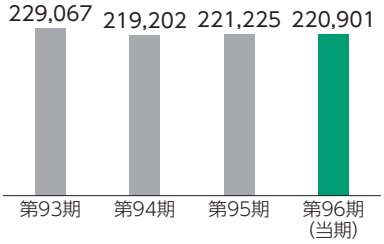

売上高 (百万円)

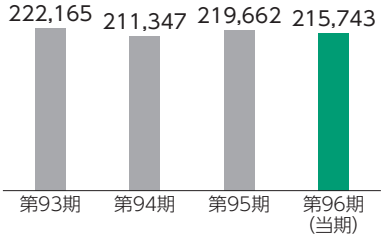

当期純利益 (百万円)

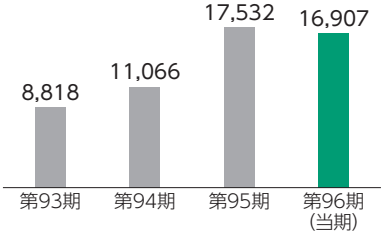

１株当たり当期純利益 (円)

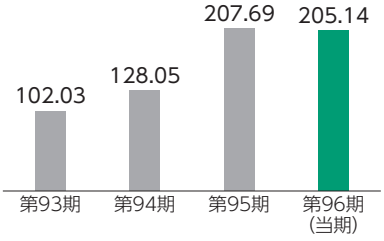

総資産 (百万円)

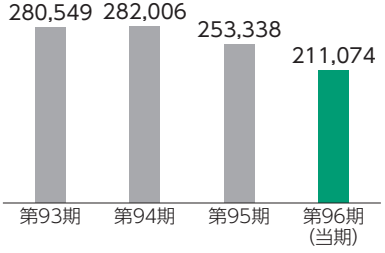

純資産 (百万円)

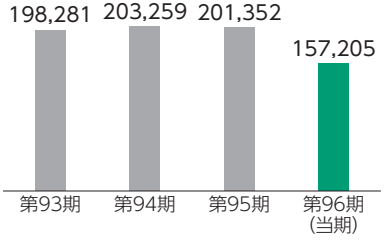

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は約112億円です。
そのうち当社の当期に完成した主なものは次のとおりです。

東 京 支 店：木更津合材工場設備更新
中 部 支 店：沼津営業所事務所新設
中 部 支 店：沼津営業所用地購入
中 部 支 店：静岡合材工場設備更新
中 部 支 店：名古屋合材工場設備・破砕工場設備更新
中 部 支 店：西名古屋合材工場事務所・工場設備更新
九 州 支 店：福岡営業所事務所・宿舎更新
本　　店：久地寮リノベーション

(4) 資金調達の状況

特記すべき資金調達は行っておりません。

(5) 対処すべき課題

来期につきましては、新型コロナウイルス感染症の再拡大による経済活動の停滞が世界規模で影響を及ぼしていることから、厳しい状況が続くものと予想されます。

道路業界におきましては、公共投資は底堅く推移すると思われますが、民間設備投資の動向が予断を許さず、また原油価格に連動した原材料価格の上昇が想定されることから、経営環境の厳しさが増すものと思われます。

当社グループといたしましては、①体質改善、②生産性改革、③新たな収益基盤の確立、の３つを重点施策とし、引き続き工事部門と製品部門を軸として地域密着型の事業展開に取り組んでまいります。工事部門においては中核となる都市部を中心に経営資源の配分を行い、確実に受注を確保するとともに、働き方改革やi-Constructionのさらなる推進、包括的民間委託業務などの新領域に注力してまいります。製品部門においては、環境に配慮した設備の増強や効率化に取り組み、製品販売数量の確保及び循環型事業の採算性確保に努めてまいります。

また、当社、前田建設工業株式会社、株式会社前田製作所の３社による共同持株会社体制への移行を通じ、グループ全体としてシナジーを最大化することを一番の課題として捉え、今後将来的に経営環境が著しく変化していくなかで、これまで以上に３社が国内外で築き上げてきた得意分野を共有し、収益力の向上と新たな収益基盤の確立、技術開発やビッグデータの有効活用、デジタルツールの開発、人材育成をはじめとした経営資源のさらなる強化をグループ全体として進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は前田建設工業株式会社で、同社は当社株式を42,271,300株（議決権比率51.33%）を所有しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ニチユウ	90百万円	84.6%	土木建築工事の諸機械器具の製作及び販売
株式会社冨士土木	80百万円	100.0%	舗装、土木及びこれらに関する事業 アスファルト合材、その他建設資材の製造販売に関する事業
宮田建設株式会社	88百万円	100.0%	土木工事、建築工事、その他工事
砂町アスコン株式会社	40百万円	100.0%	アスファルト合材の製造及び販売に関する事業

(7) 主要な事業内容

当社グループの主要な事業は、次のとおりです。

主要事業	主要内容
建設事業	舗装、土木及びこれらに関する事業
製造・販売事業	アスファルト合材、アスファルト乳剤等の製造及び販売に関する事業
その他の事業	建設用機械・事務用機器等のリース業務、保険代理業務、コンサルタント等に関する事業

(8) 主要な営業所等

① 当社

本　　店：東京都品川区大崎１丁目11番３号

支　　店：北海道支店　(札幌市中央区)
東北支店　(仙台市青葉区)
北関東支店　(さいたま市大宮区)
東京支店　(東京都港区)
西関東支店　(横浜市中区)
中部支店　(名古屋市中区)
関西支店　(大阪市中央区)
中国支店　(広島市中区)
九州支店　(福岡市博多区)
北陸支店　(新潟市中央区)
四国支店　(香川県高松市)

技術研究所：(茨城県土浦市)

② 子会社

株式会社ニチユウ　(東京都江東区)
株式会社冨士土木　(東京都府中市)
宮田建設株式会社　(広島県庄原市)
砂町アスコン株式会社　(東京都江東区)

(9) 従業員の状況（2021年3月31日現在）

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,554 名	(減) 3 名

② 当社の従業員の状況

従業員数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	1,842 名	(増) 3 名	41.1 歳	16.7 年
女性	459	(増) 3	39.6	9.8
計または平均	2,301	(増) 6	40.8	15.3

(10) 主要な借入先

該当する事項はありません。

2 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　193,000,000株

(2) 発行済株式の総数　89,159,453株

(3) 当事業年度末の株主数　13,234名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
前田建設工業株式会社	422,713 百株	51.3 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	29,195	3.5
前田道路社員持株会	19,937	2.4
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	18,534	2.2
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	14,590	1.8
前田道路株式協力会	10,717	1.3
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リユーエス タックス エグゼンプテド ペンション ファンズ	10,246	1.2
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジエイピーアールデイ アイエスジー エフイーエイシー	7,097	0.9
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント	6,373	0.8
野村證券株式会社	6,331	0.8

(注) 1．当社は自己株式 6,740,228株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地位	氏名		担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	※福田 幸二郎		
代表取締役社長	※今泉 保彦		
代表取締役	武川 秀也	専務執行役員	安全環境品質管掌、工事事業本部長
取締役	西川 博隆	専務執行役員	内部統制管掌、営業本部長
取締役	南雲 政司	執行役員	技術研究所管掌、技術部門担当、機材部担当、経営企画部長
取締役	大西 國雄	執行役員	製品事業本部長
取締役	渡邊 顯	弁護士	株式会社ＫＡＤＯＫＡＷＡ社外監査役 アジアパイルホールディングス株式会社非常勤取締役 株式会社レオパレス21社外取締役
取締役	※森谷 浩一		株式会社廣済堂社外取締役
取締役	※大堀 龍介		一般社団法人機関投資家協働対話フォーラム理事
取締役	※川口 充功		株式会社きんでん非常勤顧問
常勤監査役	天野 善彦		
常勤監査役	大場 民夫		
監査役	※橋本 圭一郎		公益社団法人経済同友会専務理事 株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ社外監査役 株式会社ファンケル社外取締役
監査役	※大田原 吉隆	公認会計士	ジャパン・リニューアル・エナジー株式会社社外監査役
監査役	※中野 由紀子	弁護士	半蔵門法律事務所

（注）1．取締役渡邊　顯、森谷浩一、大堀龍介、川口充功の各氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2．取締役渡邊　顯氏は、株式会社ＫＡＤＯＫＡＷＡの社外監査役及びアジアパイルホールディングス株式会社の非常勤取締役、株式会社レオパレス21の社外取締役を兼務しております。なお、当社と各社の間には特別の関係はありません。
3．監査役橋本圭一郎、大田原吉隆、中野由紀子の各氏は会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
4．取締役森谷浩一、大堀龍介、川口充功の各氏並びに監査役橋本圭一郎、大田原吉隆、中野由紀子の各氏は東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
5．監査役大田原吉隆氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6．2020年６月25日開催の第95期定時株主総会終結の時をもって取締役今枝良三、藤井薫、横溝髙至、梶木壽、岩﨑明の各氏は任期満了により退任いたしました。
7．2020年６月25日開催の第95期定時株主総会終結の時をもって、監査役北村信彦、室井優、田中信義の各氏は辞任により退任いたしました。
8．※の取締役及び監査役は2020年６月25日開催の第95期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
9．2021年３月31日をもって、代表取締役会長の福田幸二郎氏は辞任により退任いたしました。
10．2021年４月１日をもって、取締役の担当を次のとおり変更いたしました。

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	西川博隆	
代表取締役副社長	武川秀也	執行役員副社長　安全担当
取締役	南雲政司	常務執行役員　経営企画担当　ＣＳＲ・環境担当　情報システム担当
取締役	大西國雄	常務執行役員　東京支店長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	304 (38)	292 (38)	0 (—)	12 (—)	15 (7)
監査役 (うち社外監査役)	57 (21)	55 (21)	—	1	8 (6)

（注）1．上記の「報酬等の種類別の総額」のうち「非金銭報酬」の内容は、社宅負担分です。
2．上記には、2020年６月25日開催の第95期定時株主総会終結の時をもって退任した８名（取締役５名、監査役３名）及び2021年３月31日をもって退任した取締役１名を含んでおります。
3．取締役の報酬等の額は、2013年６月27日開催の第88期定時株主総会において、年額430百万円以内と決議されております。第88期定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名です。
3．監査役の報酬等の額は、2020年６月25日開催の第95期定時株主総会において、年額60百万円以内と決議されております。第95期定時株主総会終結時点の監査役の員数は５名です。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア）取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、公共性の高い社会基盤整備を中心とした事業を行っているため、持続的な成長に向けた安定した経営を行うための報酬とするため、弁護士等外部専門家等の助言を得たうえで検討し、2021年３月15日開催の取締役会にて決定方針を決議いたしました。

イ）決定方針の内容の概要

当社は、公共性の高い社会基盤整備を中心とした事業を行っているため、安定した経営とともに持続的な成長を実現する観点から、役位に応じた貢献度を勘案し経営及び業務執行を担う対価として報酬等を支給することとしています。

業務執行取締役の報酬は、固定報酬として毎月支給する基本報酬と毎年一定の時期に支給する賞与により構成し、社外取締役については独立性の観点から基本報酬のみを支払うこととしております。

当社の取締役の基本報酬は、役位に応じて決定される金額を基準としています。賞与につきましては、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各期の業績、貢献度など総合的に勘案した金銭報酬としています。

業務執行取締役の種類別（基本報酬、賞与）の報酬割合並びに取締役の報酬等の総支給額及び個人別報酬について、各取締役の経営・管理能力や経歴等も考慮しながら総合的に勘案して決定いたします。

取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容を指名・報酬諮問委員会に諮問し、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会において決定いたします。

ウ）取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、透明性の確保されている指名・報酬諮問委員会が会社原案について決定方針との整合性を含めた多角的かつ客観的な検討を行い、取締役会に対して決定方針に沿うものである旨答申しておりますが、取締役会としてもそうした検討の過程及び答申の内容は合理的であると判断したため、これを尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断いたしております。

(4) 役員等賠償責任保険契約（Ｄ＆Ｏ保険）の内容の概要

当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を、取締役及び監査役を被保険者として保険会社との間で締結しております。当該保険により、被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる損害賠償金並びに弁護士費用等を填補することとしております。保険料は全額当社が負担しております。故意又は重過失に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により填補されません。

請求の形態		損害賠償	支払われる保険金	
		請求権者	責任なし	責任あり
役員等に対する損害賠償請求	会社による請求 ※免責事由の場合には補償されない	会社	争訟費用	損害賠償金 争訟費用
	株主代表訴訟	会社（訴訟の原告は株主）	争訟費用	損害賠償金 争訟費用
上記以外の請求		取引先、株主等	争訟費用	損害賠償金 争訟費用

(5) 社外役員に関する事項

ア）重要な兼職の状況及び当社との関係

「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりです。

【ご参考】社外役員の独立性基準の考え方

下記の項目に該当しないものとしています。

1. 当社及び当社の子会社の業務執行者またはその就任の前10年において業務執行者であった者
2. 当社の主要株主（議決権所有割合10%以上を保有する者）またはその業務執行者並びに最近5年間においてそうであった者
3. 当社を主要な取引先とする者（その者の年間連結総売上高の2%以上の支払を当社から受けている者）の業務執行者
4. 当社の主要な取引先である者（当社に対して、当社の年間総売上高の2%以上の支払を行っている者）の業務執行者
5. 当社から一定額（年間1,000万円または当該組織の年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付を受けている組織の業務執行者
6. 当社から取締役の派遣を受けている会社の業務執行者
7. 当社の会計監査人である公認会計士または監査法人の関係者または最近3年間においてそうであった者
8. 7に該当せず当社から、役員報酬以外に年間1,000万円以上の報酬を得ている者
9. 7に該当せず、法律事務所等の専門的アドバイザー・ファームであって、当社を主要な取引先とするファーム（そのファームの連結売上高の2%以上の支払を受けた）の関係者
10. 上記に掲げる者（重要でない者を除く）の親族（配偶者または二親等以内の親族もしくは同居の親族）

イ）社外役員の主な活動状況

氏　名	地　位	主　な　活　動　状　況
渡　邊　　顯	社外取締役	当期開催の取締役会14回のうち14回すべてに出席し、法律家としての豊富な知識と他社社外役員としての経験に基づき取締役会及び指名・報酬諮問委員会にて適宜発言を行い、議論を深めることに大いに貢献いたしました。ガバナンスにおける監視役としての役割を果たしています。
森　谷　浩　一	社外取締役	社外取締役就任後開催の取締役会11回のうち11回すべてに出席し、議案審議等につき、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を積極的に行っております。中長期的な企業価値向上に向けた助言をいただいております。
大　堀　龍　介	社外取締役	社外取締役就任後開催の取締役会11回のうち11回すべてに出席し、主に投資家との対話という観点から必要に応じて、経営上有用な発言を行っております。また経営統合に向けての特別委員として、当社の企業価値向上に資するかなど諮問事項の検討を行ううえで重要な役割を果たしました。
川　口　充　功	社外取締役	社外取締役就任後開催の取締役会11回のうち10回に出席し、豊富な企業経営経験に基づき、適宜経営に必要な発言を行い、経営の監督機能を果たしております。
橋　本　圭一郎	社外監査役	社外監査役就任後開催の取締役会11回のうち11回すべてに出席し、同様に社外監査役就任後開催の監査役会９回のうち９回すべてに出席し、経営者としての豊富な経験から必要に応じて経営に資する発言を行っております。また経営統合に向けての特別委員会委員長として、当社の企業価値の向上に資するかなど諮問事項の検討を行い、審議を主導いたしました。
大田原　吉　隆	社外監査役	社外監査役就任後開催の取締役会11回のうち11回すべてに出席し、同様に社外監査役就任後開催の監査役会９回のうち９回すべてに出席し、公認会計士としての専門的な見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な発言を行いました。指名・報酬諮問委員会では取締役等の指名・報酬について審議し、取締役会へ答申するにあたり重要な役割を果たしております。
中　野　由紀子	社外監査役	社外監査役就任後開催の取締役会11回のうち11回すべてに出席し、同様に社外監査役就任後開催の監査役会９回のうち９回すべてに出席し、弁護士としての専門的な見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な発言を行っております。また弁護士として、業務執行の監督機能強化に対し専門家の視点から助言をいただいております。また当社の独占禁止法違反危機管理委員会の委員としても法律家としての助言をいただいております。

（注）出席回数には、ウェブ等による出席回数も含めております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令が規定する額としております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	53百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合又は会計監査人の職務遂行状況等を総合的に勘案し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと判断した場合に当該会計監査人の解任又は不再任を検討いたします。

6 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、取締役会において以下のとおり「内部統制システムの整備に関する基本方針」として決議しております。

内部統制システムの構築に関する基本方針

(1) 当社の取締役の職務に係わる情報の保存及び管理に関する体制

1) 当社は、文書取扱規則により定める文書を関連資料とともに保存及び管理する。

2) 文書の保存期間及び保管場所は、文書取扱規則に定めるところによる。
取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合、速やかに本店において閲覧が可能である方法で保管する。

(2) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) 当社は、想定される危機に関する統括責任者として危機管理責任者を選任する。
全社的な危機に関しては、内部統制部が検討及び見直しを行い、危機管理責任者に報告する。
個別事業に係わる危機については、それぞれの担当部署が検討及び見直しを行い、新たに生じた危機については、速やかに担当取締役に報告する。
取締役が重大な危機と判断した場合は、危機管理責任者に報告する。
2) 危機管理に関する事項は、内部統制部が取りまとめ、定期的に取締役会に報告する。
3) 内部統制部は、各部署の日常的な危機管理状況を監査し、定期的に危機管理責任者に報告する。

(3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び権限委譲を含めた効率的な達成の方法を各担当取締役が定める。
2) 取締役会は、定期的にその結果を検討し、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現する。

(4) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) 当社は、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための倫理綱領を定める。その徹底を図るため、内部統制部はコンプライアンス研修等を行い、その内容を定期的に取締役会に報告する。
2) 危機管理責任者は、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。また、各部門長は責任者として、自部門のリスクを分析し、規則の制定及び改定、研修の実施、手順書の作成・配布等を行うものとする。
3) 当社は、内部通報制度を整備して取締役、監査役及び使用人に周知し、情報の確保に努める。これらの者がコンプライアンス上の問題を発見した場合は速やかに内部統制部に通報する。通報を受けた内部統制部はその内容を調査し、担当部門は原因を究明した上で、再発防止策を実施する。特に、取締役との関連性が高いなどの重要な問題は直ちに取締役会に報告する。
4) 内部統制部は、監査役と連携の上、コンプライアンス上の問題の有無の調査に努める。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) 当社は、子会社及び関連会社の事業に関して責任を負う関係会社担当取締役を任命し、コンプライアンス体制を構築する権限と責任を与える。
2) 当社は、子会社に対して、経営成績、財務状況その他の重要な情報について、当社に定期的な報告をすることを義務付ける。
3) 当社は、各子会社内に損失の危険に対する危機管理責任者を任命する。
各子会社において想定される危機に関しては、各社の危機管理責任者が定期的に検討及び見直しを行い、内部統制部に報告することを義務付ける。内部統制部は各子会社の危機管理を取りまとめ、定期的に取締役会に報告する。

子会社の危機管理責任者が重大な危機と判断した場合は、速やかに関係会社担当取締役及び内部統制部に報告することを義務付ける。

4) 当社の関係会社担当取締役は、子会社及び関連会社の取締役、監査役と情報交換を行い、各社のコンプライアンス及び取締役等の執行上の課題の把握に努める。

5) 当社は、子会社に内部通報制度を整備させ、子会社の取締役、監査役及び使用人に周知し、情報の確保に努める。これらの者がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに当社の監査役又は内部統制部に通報させるものとする。内部統制部は、その内容を調査し、担当部門は原因を究明した上で、再発防止策を当該子会社と協議の上決定し、当該子会社に再発防止策を実施させる。特に、当社の取締役との関連性が高いなどの重要な問題は直ちに取締役会に報告する。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社は、監査役からその職務を補助すべき使用人の設置を求められた場合、監査役の職務執行を補助する使用人を内部統制部内に配置する。配置する場合の具体的内容については、監査役との協議に基づき決定する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の業務を補助する使用人は、監査役の指示に従うものとし、取締役の指揮命令を受けない。また、その人事については監査役会の同意を必要とする。

(8) 当社の取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告するための体制

1) 取締役及び使用人は、次に定める事実を知った時には、速やかに監査役会又は監査役に報告する。
① 当社又はその親会社と子会社から成る企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
② 危機管理に関する重要な事実
③ 重大な法令・定款違反に関する事実
④ その他コンプライアンス上重要な事実

2) 内部統制部は、次の事項を監査役会又は監査役に報告する。
① 内部通報の内容
② 内部監査の実施状況及び結果

3) 内部統制部は、次に定める状況を定期的に監査役会又は監査役に報告する。
① 危機管理の状況
② コンプライアンス研修の実施状況

(9) 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から通報を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

1) 子会社の内部通報制度は、当社の監査役又は内部統制部に通報ができるよう定めるものとする。
内部統制部は、子会社から通報を受けた時には速やかに監査役に報告する。

2) 当社の関係会社担当取締役は、子会社に関する次に定める事実を知った時には、速やかに監査役に報告する。

① 当社又はその親会社と子会社から成る企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
② 重大な法令違反に関する事実
③ 危機管理に関する重要な事実
④ その他コンプライアンス上重要な事実

(10) 内部通報制度に基づく通報をした者が当該通報をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

当社及び子会社は、内部通報をしたことを理由とする不利な取扱いを禁止するものとし、その旨を内部通報に関する規程に明記した上で、当社及び子会社の役職員に周知する。

(11) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等の手続き及び処理に係わる事項

当社は、監査役よりその職務の執行費用等の請求を受けた時は、総務部において審議の上、その費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと明白に認められた場合を除き、速やかに費用等を処理する。

(12) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保する。

反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、「前田道路倫理綱領」において「不当要求の排除」を個別遵守事項の一つとして位置づけ、反社会的勢力との関係遮断に向け社内の体制を下記のとおり整備し活動する。

(1) 対応部署を総務部とする。
(2) 所轄警察署及び関係団体と常に連携を図り行動する。
(3) 「不当要求排除の手引」を作成し、社内イントラネットへ掲示する。
(4) 研修活動において社員及び関係者への周知徹底を図る。

7 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するため、内部統制システムの適切な運用に努めております。
当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりです。

(1) 当社のコンプライアンスに関する取り組み

1) 法令及び社会規範を遵守した行動をとるために倫理綱領を定め、社内イントラ上に掲示し、全役職員が容易にアクセスできるようになっております。
2) 役員及び支店長並びに本店の部門長を対象として、外部の専門家を招いての研修を2回実施しております。社員を対象として、集合研修及び支店で開催される会議においてのコンプライアンス教育等を定期的に実施し、その状況を取締役会に報告しております。
3) 内部通報制度を全役職員に周知し、情報の確保に努めるとともに、内部通報をしたことを理由とする不利益な取扱いを禁止しております。
4) 独占禁止法違反に関する再発防止のため、独禁法違反危機管理委員会を開催し、遵守事項の履行状況を定期的に確認するとともに、幹部社員及び営業担当者等に対する独禁法遵守研修を開催しております。

(2) 当社の想定される損失の危険に係わる管理体制の強化

1) リスクの抽出及び評価を定期的に実施しており、リスクへの対応として、担当部署が適切な低減、回避、移転等の措置を実施し、内部統制部に報告をしております。
2) 内部統制部は全支店を対象として定期的な内部監査を実施し、取締役会に報告をしております。

(3) 当社の業務の執行が効率的及び適正に行われることの確保

取締役会を毎月開催し、重要事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の状況を報告しております。

(4) 当社グループにおける業務の適正の確保

1) 当社は、子会社及び関連会社担当の取締役を任命しております。子会社及び関連会社が参加する会議を開催し、各社の社長を危機管理責任者に任命するとともに、当社グループにおける内部統制システムの概要説明並びにコンプライアンスを重視した経営を指示しております。
2) 子会社は、毎月、経営成績及び財務状況を当社経理部に報告しております。
3) 子会社は、適切にリスクの抽出及び評価を実施し、当社内部統制部に報告しております。
4) 子会社は、適切に内部通報制度を運用しております。

(5) 当社の監査役の監査体制

1) 内部統制部は監査役と定期的に打ち合せを実施して、監査役に対し、リスク管理の状況、内部通報の有無・内容並びに会計監査人監査及び内部監査の状況等を報告しております。
2) 常勤監査役は全ての取締役会及び執行役員会に、社外監査役は全ての取締役会に出席して、監査役の監査が実効的に行われることを確保しております。

以上のご報告は、次により記載いたしました。
百万円単位の金額は単位未満を切り捨て、百株単位の株式数は百株未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	**101,635**
現金預金	45,523
受取手形・完成工事未収入金等	46,849
有価証券	30
未成工事支出金等	7,754
その他	1,564
貸倒引当金	△86
固定資産	**121,295**
有形固定資産	**91,079**
建物・構築物	18,177
機械・運搬具	14,569
土地	56,203
建設仮勘定	306
その他	1,822
無形固定資産	**907**
借地権	173
電話加入権	87
その他	646
投資その他の資産	**29,307**
投資有価証券	19,399
退職給付に係る資産	8,124
繰延税金資産	364
その他	1,419
資産合計	**222,930**

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	**51,691**
支払手形・工事未払金等	28,102
未払法人税等	4,554
未成工事受入金	4,767
賞与引当金	3,443
役員賞与引当金	78
完成工事補償引当金	90
工事損失引当金	192
その他	10,462
固定負債	**7,678**
退職給付に係る負債	4,489
独占禁止法関連損失引当金	64
繰延税金負債	2,874
その他	251
負債合計	**59,370**
(純資産の部)	
株主資本	**158,402**
資本金	**19,350**
資本剰余金	**23,273**
利益剰余金	**125,821**
自己株式	**△10,043**
その他の包括利益累計額	**3,776**
その他有価証券評価差額金	**5,470**
為替換算調整勘定	**△161**
退職給付に係る調整累計額	**△1,532**
非支配株主持分	**1,381**
純資産合計	**163,560**
負債純資産合計	**222,930**

※ 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2020年４月１日から2021年３月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		**234,612**
売上原価		**201,319**
売上総利益		**33,292**
販売費及び一般管理費		**12,554**
営業利益		**20,738**
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	545	
為替差益	23	
その他	143	715
営業外費用		
支払手数料	242	
その他	133	375
経常利益		**21,078**
特別利益		
固定資産売却益	200	
投資有価証券売却益	3,551	
その他	66	3,818
特別損失		
固定資産除売却損	598	
減損損失	114	
その他	78	791
税金等調整前当期純利益		**24,104**
法人税、住民税及び事業税	7,316	
法人税等調整額	△117	7,198
当期純利益		**16,906**
非支配株主に帰属する当期純利益		156
親会社株主に帰属する当期純利益		**16,750**

※　金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	**19,350**	**23,273**	**170,886**	**△10,041**	**203,469**
当期変動額					
剰余金の配当			△61,815		△61,815
親会社株主に帰属する当期純利益			16,750		16,750
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					–
当期変動額合計	**–**	**0**	**△45,065**	**△1**	**△45,066**
当期末残高	**19,350**	**23,273**	**125,821**	**△10,043**	**158,402**

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	**4,678**	**△129**	**△2,718**	**1,830**	**1,590**	**206,889**
当期変動額						
剰余金の配当				–		△61,815
親会社株主に帰属する当期純利益				–		16,750
自己株式の取得				–		△1
自己株式の処分				–		0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	791	△32	1,186	1,945	△208	1,737
当期変動額合計	**791**	**△32**	**1,186**	**1,945**	**△208**	**△43,329**
当期末残高	**5,470**	**△161**	**△1,532**	**3,776**	**1,381**	**163,560**

※　金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	**89,089**
現金預金	38,151
受取手形	3,262
完成工事未収入金	28,798
売掛金	10,099
未成工事支出金	6,086
材料貯蔵品	1,347
その他	1,424
貸倒引当金	△81
固定資産	**121,985**
有形固定資産	**85,531**
建物・構築物	17,296
機械・運搬具	14,368
工具器具・備品	1,751
土地	51,833
建設仮勘定	281
無形固定資産	**527**
借地権	157
電話加入権	80
その他	289
投資その他の資産	**35,926**
投資有価証券	14,980
親会社株式	3,706
関係会社株式	5,529
長期貸付金	2,733
長期前払費用	61
敷金及び保証金	643
投資不動産	364
前払年金費用	9,962
その他	118
貸倒引当金	△2,175
資産合計	**211,074**

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	**47,063**
工事未払金	16,631
買掛金	7,689
未払金	9,073
未払法人税等	3,990
未成工事受入金	4,452
賞与引当金	3,350
役員賞与引当金	78
完成工事補償引当金	90
工事損失引当金	100
その他	1,607
固定負債	**6,804**
退職給付引当金	4,012
独占禁止法関連損失引当金	64
繰延税金負債	2,679
その他	48
負債合計	**53,868**
(純資産の部)	
株主資本	**151,788**
資本金	**19,350**
資本剰余金	**23,006**
資本準備金	23,006
その他資本剰余金	0
利益剰余金	**119,662**
利益準備金	3,728
その他利益剰余金	115,933
固定資産圧縮積立金	692
別途積立金	59,200
繰越利益剰余金	56,041
自己株式	**△10,230**
評価・換算差額等	**5,416**
その他有価証券評価差額金	**5,416**
純資産合計	**157,205**
負債純資産合計	**211,074**

※　金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		
完成工事高	152,665	
製品売上高	63,078	215,743
売上原価		
完成工事原価	136,269	
製品売上原価	50,729	186,999
売上総利益		
完成工事総利益	16,395	
製品売上総利益	12,348	28,743
販売費及び一般管理費		**11,034**
営業利益		**17,708**
営業外収益		
受取利息	12	
受取配当金	2,569	
その他	143	2,725
営業外費用		
支払手数料	242	
その他	131	374
経常利益		**20,059**
特別利益		
固定資産売却益	158	
投資有価証券売却益	3,551	
その他	44	3,754
特別損失		
固定資産除売却損	573	
減損損失	106	
その他	75	755
税引前当期純利益		**23,058**
法人税、住民税及び事業税	6,230	
法人税等調整額	△79	6,151
当期純利益		**16,907**

※　金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						固定資産圧縮積立金	別途積立金
当期首残高	**19,350**	**23,006**	**－**	**23,006**	**3,728**	**704**	**59,200**
当期変動額							
剰余金の配当				－			
固定資産圧縮積立金の取崩				－		△11	
当期純利益				－			
自己株式の取得				－			
自己株式の処分			0	0			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				－			
当期変動額合計	**－**	**－**	**0**	**0**	**－**	**△11**	**－**
当期末残高	**19,350**	**23,006**	**0**	**23,006**	**3,728**	**692**	**59,200**

(単位：百万円)

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計			
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	繰越利益剰余金						
当期首残高	**100,936**	**164,570**	**△10,228**	**196,698**	**4,653**	**4,653**	**201,352**
当期変動額							
剰余金の配当	△61,815	△61,815		△61,815		－	△61,815
固定資産圧縮積立金の取崩	11	－		－		－	－
当期純利益	16,907	16,907		16,907		－	16,907
自己株式の取得		－	△1	△1		－	△1
自己株式の処分		－	0	0		－	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		－		－	762	762	762
当期変動額合計	**△44,895**	**△44,907**	**△1**	**△44,909**	**762**	**762**	**△44,146**
当期末残高	**56,041**	**119,662**	**△10,230**	**151,788**	**5,416**	**5,416**	**157,205**

※　金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月12日

前田道路株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 髙尾英明 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 梶原崇宏 ㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、前田道路株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、前田道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
連結注記表の追加情報に関する注記に期しされているとおり、会社、前田建設工業株式会社及び株式会社前田製作所は、2021年２月24日に開催した各社取締役会において、共同株式移転の方式により共同持株会社を設立し経営統合を行うことを決議し、同日付で経営統合に関する基本合意書を締結している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月12日

前田道路株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　髙尾英明　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　梶原崇宏　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、前田道路株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
個別注記表の追加情報に関する注記に記載されているとおり、会社、前田建設工業株式会社及び株式会社前田製作所は、2021年２月24日に開催した各社取締役会において、共同株式移転の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うことを決議し、同日付で経営統合に関する基本合意書を締結している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月13日

前田道路株式会社　監査役会

常勤監査役　天野善彦　㊞

常勤監査役　大場民夫　㊞

社外監査役　橋本圭一郎　㊞

社外監査役　大田原吉隆　㊞

社外監査役　中野由紀子　㊞

以　上

<メ モ 欄>

<メ モ 欄>

株主総会会場ご案内図

会場
東京都港区高輪４丁目10番30号
品川プリンスホテル
メインタワー24階「クリスタル24」

電話
03－3440－1111（代表）

お土産の廃止について
株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産は取りやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

会場周辺図

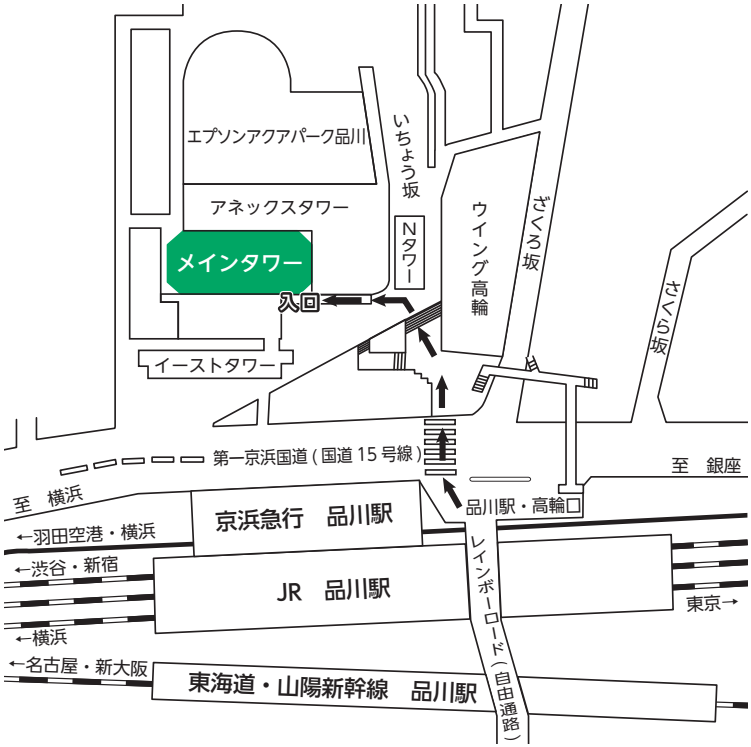

交通機関

JR・京浜急行
品川駅（高輪口）より
徒歩約４分

お願い

当日は、品川プリンスホテルメインタワー入口から２階までエスカレーターをご利用いただき、２階より宴会場専用エレベーターで24階までお越しください。
受付は24階の会場受付で行います。
なお、手荷物等は２階クロークにお預けください。

ネットで招集
Provided by TAKARA Printing
パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からもご覧いただけます。
https://s.srdb.jp/1883/

UD FONT
VEGETABLE OIL INK
環境保全のために、地球にやさしい「植物油インク」を使用しております。